

部長会議付議事案書（報告）

(令和3年1月5日)

提案課名 こども家庭支援課

報告者名 渋谷 ちづる

提案名	第3次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）案について	有 資料 無
提案趣旨	食育基本法第18条第1項に基づき、食育の推進に関する施策の計画的な推進を図るため平成28年度に策定した「第2次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」が本年度末に計画年限を迎えます。本市の食に関する現状とこれまでの取組みの評価を踏まえ、さらに食育を推進するため、新たな視点を加えた取組と指標の再編を行い、「第3次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）案」を策定しましたので、報告するものです。	
概要	<p>1 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5か年</p> <p>2 計画の構成 第1章 プランの策定に当たって 第2章 本市の食に関する特色 第3章 本市の食を取り巻く現状 第4章 プランの基本的な考え方 第5章 基本目標別、施策の方向性と基本施策 第6章 ライフステージごとの目標と個人の取組み 第7章 プランの推進体制</p>	
経過	<p>1 計画策定に向けた協議 令和2年 7月 第1回秦野市食育推進庁内会議 〃 8月 第1回秦野市食育推進委員会 〃 11月 第2回秦野市食育推進庁内会議 第2回秦野市食育推進委員会 〃 12月 庁内意見照会</p>	
今後の進め方	<p>令和3年1月15日 議員連絡会への報告（意見募集：3月10日まで） 〃 2月 1日 パブリック・コメントの実施（広報はだの2月1日号掲載、意見募集：3月3日まで） 〃 3月中旬 第3回秦野市食育推進委員会 〃 3月下旬 計画策定</p>	

第3次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）案について

令和3年1月5日
こども家庭支援課

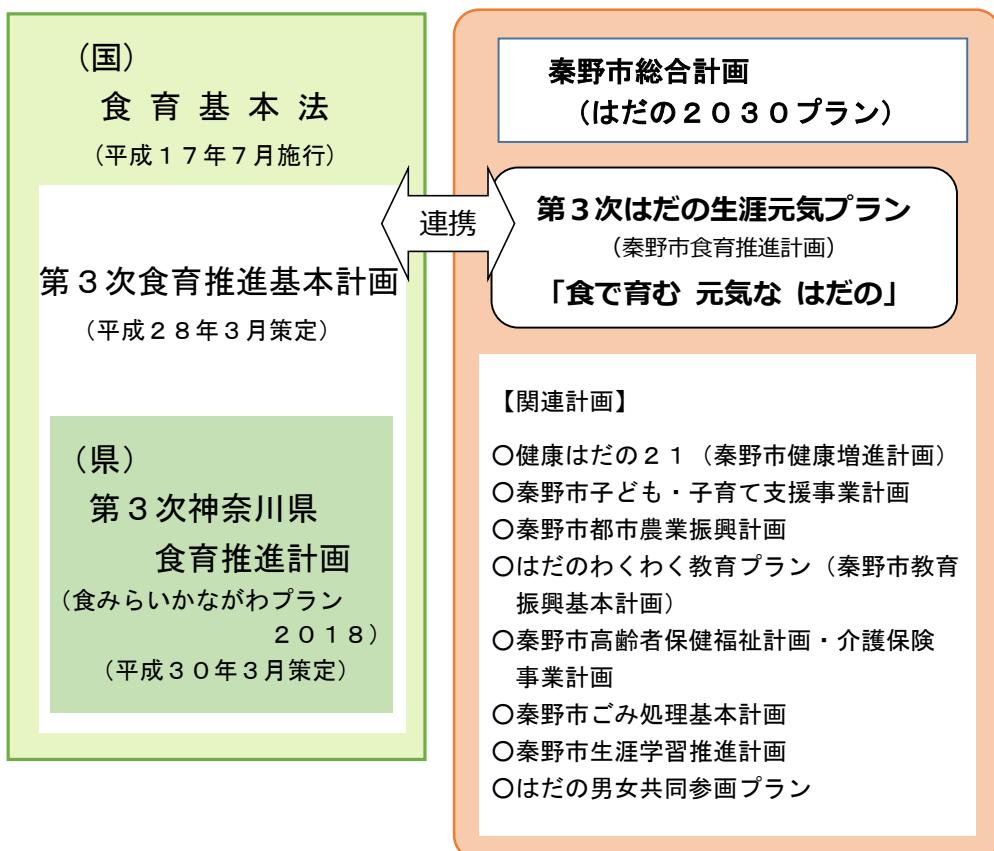
1 目的

「第2次はだの生涯元気プラン」が本年度で終了するにあたり、これまでの進捗状況や国及び県の動向を踏まえ、市民一人ひとりが食育についての理解を深めて食育を推進していくよう、食育の取組をより一層高め、計画的に推進するために「第3次はだの生涯元気プラン」を策定します。

2 プランの位置付け

食育基本法の第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であるとともに、「秦野市総合計画」の個別計画として位置づけます。

また、食育施策の方向性や目標を定め、関係機関との協働によりあらゆる機会や場所において食育を推進するとともに、市民が主体的に取り組むための指針となります。



3 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

ただし、プランの達成状況や社会環境の変化などにより、必要に応じて、適宜内容の見直しを行います。

4 改定のポイント

(1) 食に関する習慣の改善は長期的な視点で取組む必要があるため、大幅な変更ではなく、基本的に前プランの内容を継承しています。

特に、子どもの頃に培われた食育が、大人になっても活かされるよう、重点プロジェクトを継続し、前プランにおける現状と課題を踏まえて、取組と指標を再編して31項目の食育施策を設定しています。

(2) 評価についても、前プランの指標を引き継いでいますが、関係各課及び関係機関の活動が反映できるよう、見直しました。指標の主な変更や追加については、次のとおりです。

【主な変更点】

- ・共食について、認知度でなく共食を実践している人の割合に修正。
- ・現状値と目標値がかけ離れている項目について、国と県の目標設定を参考に、過去の増減幅等を考慮して修正。

【新たに追加した指標】

視点	指標		現状値	目標値
こころ	食に関する体験活動に参加したことがある人の割合		26.8%	40%
くらし	給食における地場産物を使用する割合	認定こども園	なし	調整中
		(小学校)	24.1%	50%
		中学校	なし	
	地場産物を積極的に購入したいと思っている人の割合	75.8%	80%	
		(小学校)	2.2%	2.2%
			なし	
ボンチーノ	知っている人の割合		50.1%	60%
	活動回数		23回	30回

はだの生涯元気プラン新旧対照表(基本目標、施策の方向性、基本施策)

旧【第2次プラン】

基本目標1 楽しく食べて健康なからだをつくります(視点1:からだ) ～生涯食育の推進～	整理内容(文言整理など簡易的なものは除く)
1 規則正しい食習慣の向上	
(1) 妊産婦のための食生活指針の普及啓発	
(2) 乳幼児健康診査等における「家庭における食育」の普及啓発	
(3) 親子食育推進事業等における「家庭における食育」の普及啓発	(2)に統合
(4) ボンチーヌによる「早寝、早起き、朝ごはん」運動の普及啓発	
(5) 食に関する指導の充実	
(6) 栄養教諭等による「家庭における食育」の普及啓発	(2)に統合
(7) 食からの健康なからだと体力づくりの普及啓発	(2)に統合
(8) こども園等における「家庭における食育」の普及啓発	(2)に統合
(9) 社員食堂等における栄養表示などの促進	
2 食を通じた健康意識の向上	
(1) 学校における食育の推進	
(2) 健康診査結果等に基づいた食生活改善の推進	
(3) 良く噛んで味わって食べることの啓発活動の推進 ～噛ミング30(カミングサンマル)運動～	
(4) 高齢者の低栄養の予防	
3 食品の安全性の確保	
(1) 栄養成分表示の適正化の推進	
(2) 食の安全に関する知識の普及	
(3) 生産者の顔が見える食育の推進	

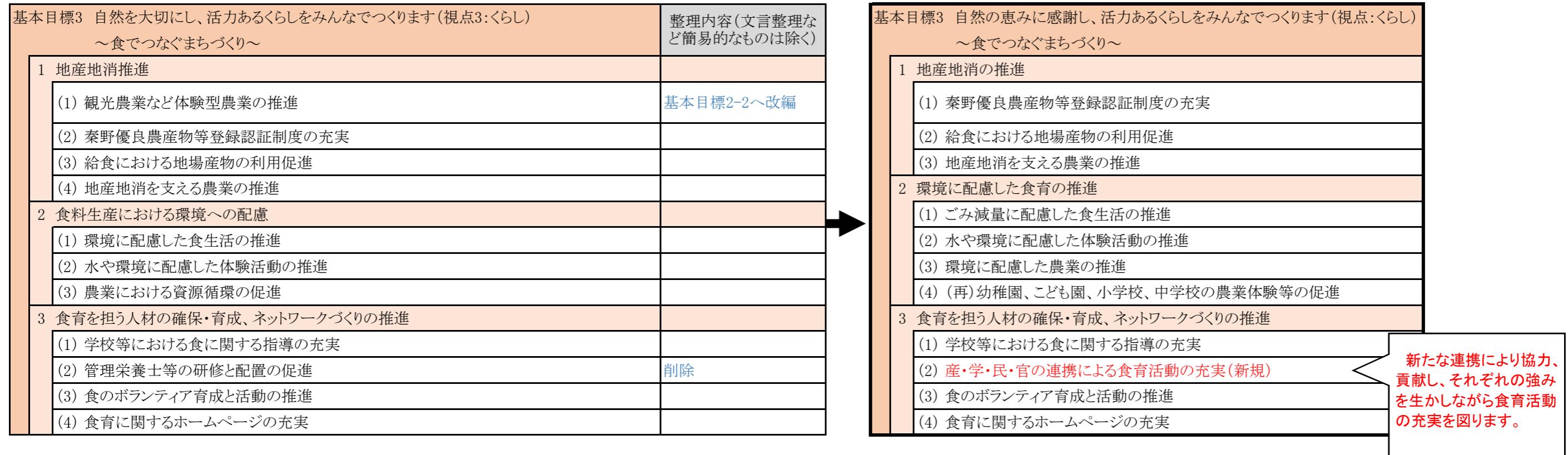
新【第3次プラン】

基本目標1 楽しく食べて健康なからだをつくります(視点1:からだ) ～生涯食育の推進～	様々な部署等で実施している「家庭における食育の普及啓発」を整理して集約します。
1 食習慣の向上	
(1) 妊娠中からの食育の普及啓発	
(2) こども園や学校、各事業等における「家庭における食育」の普及啓発	
(3) ボンチーヌによる「早寝、早起き、朝ごはん」運動の普及啓発	
(4) 食に関する指導の充実	
(5) 働く世代における食育の推進	
2 食を通じた健康づくり	企業や社員食堂等の職域で実施している取組を統合し、働く世代における食育の推進を図ります。
(1) 学校における食育の推進	
(2) 健康診査等に基づく食生活改善の推進	
(3) 良く噛んで味わって食べることの啓発活動の推進	
(4) 高齢者の低栄養の予防に向けた食育の推進	
3 食品の安全に対する理解の促進	
(1) 栄養成分表示の適正化の推進	
(2) 食の安全に関する知識の普及	
(3) 生産者の顔が見える食育の推進	

基本目標2 食の大切さを実感し、豊かなこころを育みます(視点2:こころ) ～共食の推進～	整理内容(文言整理など簡易的なものは除く)
1 食を通じたコミュニケーションの確保	
(1) 食育の日の啓発活動の推進	
(2) 給食(共食)を通じたコミュニケーションの促進	
(3) 企業における食育活動の推進	基本目標1-1(9)に統合
2 食に関する様々な体験の充実	
(1) 家庭における食農体験の推進	
(2) 幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校等における農業体験等の促進	
(3) 地域との連携による食の体験活動の促進	
3 食の伝統技術や文化の継承	
(1) 給食における地場産物や郷土料理、和食等の導入の促進	
(2) 社員食堂における地場産物や郷土料理等の導入の促進(平成29年度で他事業に移行)	削除
(3) 地域における郷土料理、和食等の食文化継承の促進	

基本目標2 食を大切にし、豊かなこころを育みます(視点:こころ) ～共食によるコミュニケーションの推進～
1 食を通じたコミュニケーションの確保
(1) 食育の日の啓発活動の推進
(2) 給食(共食)を通じたコミュニケーションの促進
2 食に関する様々な体験の充実
(1) 家庭における食農体験の推進
(2) 幼稚園、こども園、小学校、中学校等における農業体験等の促進
(3) 地域との連携による食の体験活動の促進
(4) 觀光農業など体験型農業の推進
3 食の伝統技術や文化の継承
(1) 給食における和食や郷土料理等の導入の促進
(2) 地域における郷土料理、和食等の食文化継承の促進

様々な部署等で実施している「家庭における食育の普及啓発」を整理して集約します。
 企業や社員食堂等の職域で実施している取組を統合し、働く世代における食育の推進を図ります。
 基本目標3-1(1)から移動し施策の方向性と取組との関連付けを適正にし、基本目標2の推進を図ります。



資料3

第3次はだの生涯元気プラン (秦野市食育推進計画)案

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)



令和3年1月5日時点

令和3年（2021年）3月

秦野市

はじめに

市長あいさつ文

写真

令和3年3月

秦野市長 高橋昌和

目 次

第1章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の趣旨	2
2 プランの位置付け	3
3 プランの期間	4

第2章 本市の食に関する特色

1 都市型農業と地産地消	6
2 充実した学校給食と食育活動	8
3 食育キャラクターを活用した食育活動	11

第3章 本市の食を取り巻く現状

1 食に関する調査からみる現状	16
2 これまでの取組と目標達成状況	24
3 視点ごとの課題の整理	29

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念	32
2 重点プロジェクト	32
3 プランの体系図	33

第5章 基本目標別、施策の方向性と基本施策

基本目標1 生涯食育の推進（視点：からだ）

(1) 食習慣の向上	36
(2) 食を通じた健康づくり	38
(3) 食の安全に対する理解の促進	39

基本目標2 共食によるコミュニケーションの推進（視点：こころ）

(1) 食を通じたコミュニケーションの確保	40
-----------------------	----

(2) 食に関する様々な体験の充実	41
(3) 食の伝統技術や文化の継承	42
基本目標3 食でつなぐまちづくり（視点：くらし）	
(1) 地産地消の推進	43
(2) 環境に配慮した食育の推進	44
(3) 食育を担う人材の確保・育成・ネットワークづくりの推進	45
指標総括表	47
第6章 ライフステージごとの目標と個人の取組	
1 乳幼児期（妊娠期含む、概ね0歳～6歳）	51
2 学童期・思春期（概ね7歳～19歳）	52
3 青年期（概ね20歳～39歳）	53
4 壮年期（概ね40歳～64歳）	54
5 高齢期（概ね65歳以上）	55
第7章 プランの推進体制	58
参考資料	
1 第2次プランの成果指標の達成状況表	60
2 プラン策定までの経過	61
3 秦野市食育推進委員会	62
4 秦野市食育推進庁内会議	65
5 プランとSDGsの関係	67

第1章 プランの策定に当たって

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 プランの位置付け
- 3 プランの期間

1 プラン策定の趣旨

国は、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、平成18年3月には同法に基づく「食育推進基本計画」を策定しました。平成28年3月には「第3次食育推進基本計画」を策定し、「実践の環を広げよう」をコンセプトに、子どもから若い世代、高齢者に至るまで、生涯を通じた食育の取組を推進しています。

また、神奈川県では、平成30年3月に「第3次神奈川県食育推進計画（食みらいかながわプラン2018）」を策定しています。

本市では、『食で育む元気なはだの』を目指し、平成24年11月に「はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」を策定しました。市民一人ひとりが、生涯にわたり健康な食生活を送るため、食について学び、主体的に家庭における食育を実践することの大切さを理解するとともに、家庭、地域、学校、企業、行政等、様々な関係機関が連携しながら食育の推進に取り組んできました。これまでの取組を通して、食育への関心は少しずつ高まっていますが、目標の達成には結びついていない状況があり、継続した働きかけを行っていくことが重要です。

前プランの成果指標に基づいた進捗状況、国及び神奈川県の動向、本市の特徴を十分に踏まえ、市民一人ひとりが主役となってさらに食育を推進するため、「第3次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」（以下「プラン」）を策定するものです。

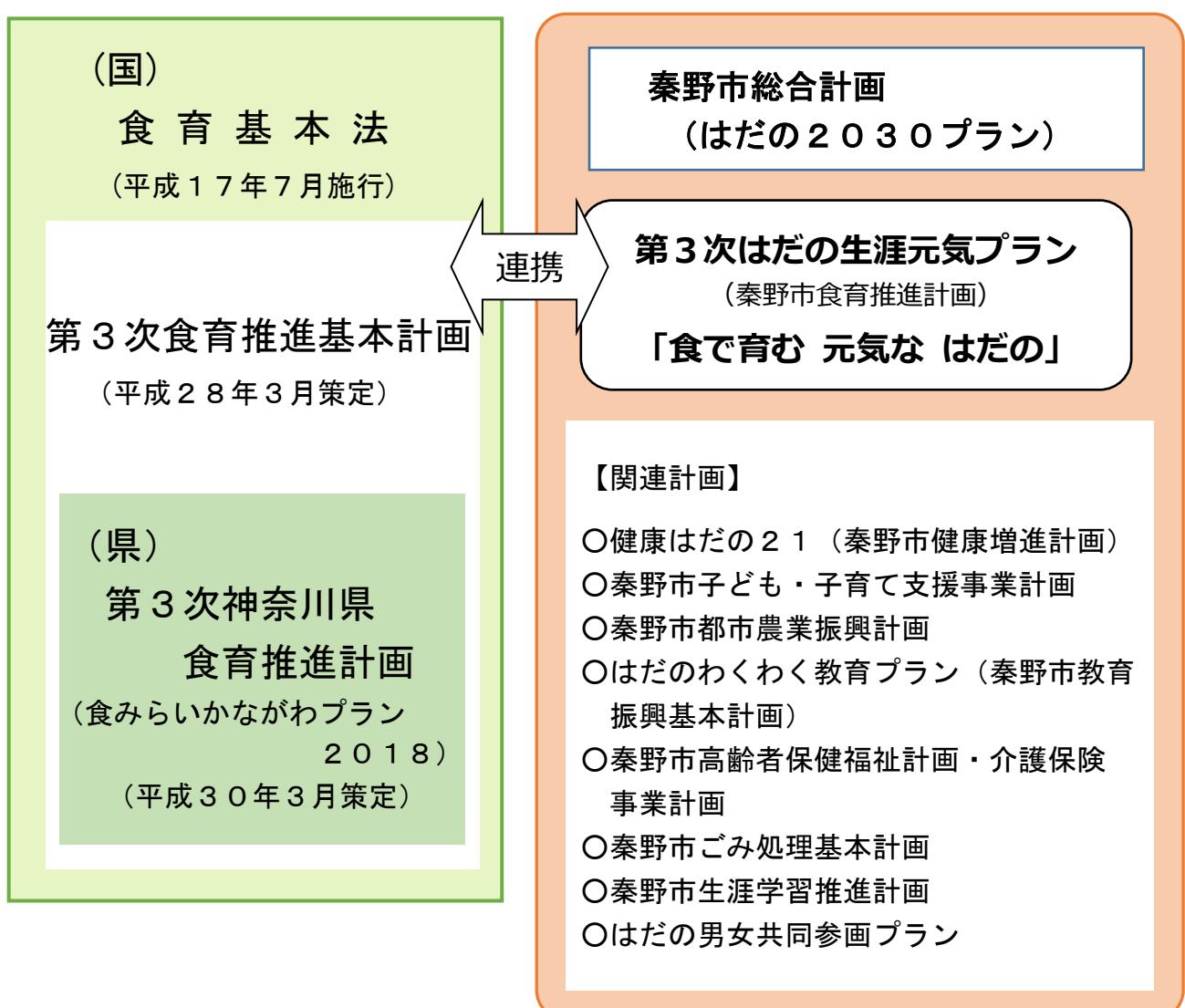
「食育」とは

- ・生きる上での基本であって、「知育」「德育」「体育」の基礎となるべきもの。
- ・さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

（「食育基本法（前文）」より）

2 プランの位置付け

- このプランは、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画であり、今後進めていく食育施策の方向性や目標を定め、市民が主体的に取り組むための指針です。
- このプランは、秦野市総合計画の個別計画であり、関連する他計画と連携し、整合性を持ちながらプランを推進します。
- このプランは、市民（家庭）、学校等（幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校）、企業、地域の関係機関や団体（医師会、歯科医師会、JAや食育関係団体、行政等）との協働により、あらゆる機会や場所において食育を推進する指針です。



3 プランの期間

期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、プランの達成状況や社会環境の変化などにより、必要になった場合は、適宜内容の見直しを行います。

《S D G s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進》

S D G s（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための国際目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを基本理念に掲げています。

本プランに掲げる各事業を推進するに当たっては、市民や関係団体等と連携しS D G sの視点を踏まえて取り組んでいきます。

S D G sの17の目標は次のとおりです。



第2章 本市の食に関する特色

- 1 都市型農業と地産地消
- 2 充実した学校給食と食育活動
- 3 食育キャラクターを活用した食育活動

●●●第2章 本市の食に関する特色

1 都市型農業と地産地消

(1) 名水や多様な農産物を育む風土

本市は神奈川県央の西部に位置し、北方には神奈川の屋根とも言われる丹沢連峰、南方には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走り、県内で唯一の典型的な盆地を形成しています。

このような地形から、秦野盆地は地下水を豊富に蓄えており、市内の各所で湧き出し、秦野盆地湧水群として名水百選の一つに選ばれています。この名水は古くから水道水として利用されている歴史があり、地下水保全の意識や努力により、現在も市民の水道水に利用されるなど、人々に恵みを与えています。

本市の農業の特性は、横浜等の首都圏の大消費地に近いという地理的条件を生かして、野菜、果樹、花き、畜産等、少量多品目な農産物を生産する都市型農業です。市内有数の特産物として、古くから栽培の歴史がある落花生、カーネーション、食用八重桜等があります。

ボトルドウォーター「おいしい秦野の水」



丹沢が育てた、まろやかな秦野市の「名水」を市内外にさらにPRしています。

「桜漬け」の原料となる八重桜



秦野名産「落花生」



(2) 地産地消の推進

本市の農産物は収穫後、「JAはだのじばさんず」等の身近な直売所、市内の小売店やスーパー、量販店、小学校給食への供給等が定着しています。本市の地域特性・資源を生かした観光農業・体験型農業の実施促進と合わせ、農産物の生産者等と市民との交流を推進し、安全・安心を確保しながら地産地消を進めています。

○とれたて、新鮮。「農産物直売所」



市内には20の直売所があり、地元農家自慢の農産物や花きが並んでいます。中でも「JAはだのじばさんず」は県内でも有数の売場面積となっており、多くの方に利用されています。

○市とJAはだのの共同事業、「農園ハイク」「収穫体験」



自然の中をハイキングしながら、収穫を行う「農園ハイク」や、「収穫体験」等を実施しています。季節により様々な農産物の収穫が楽しめます。

○安全、安心、高品質 「秦野優良農産物等登録認証制度」



地場農産物の付加価値化を目指して、「秦野優良農産物等登録認証制度」を実施しています。

秦野産、安全・安心、高品質であることが認められた農産物等に表示されます。

○地産地消を応援 「はだの産農産物応援ソーター登録制度」

“地産地消”の推進を図るため、PRなどに協力してくれる店舗を「はだの産農産物応援ソーター」に登録する制度を実施しています。

小中学生が秦野の特産物を使ったレシピを考えし、競い合う「アイディア料理コンテスト」の優秀作品をメニュー化してもらいうなどのイベントも開催しています。



2 充実した学校給食と食育活動

本市の小学校では、各学校で調理する自校方式で、手づくりを基本とした温かい給食を提供しています。食品添加物や残留農薬、遺伝子組換えなどについては独自の基準を設け、安全で安心なおいしい給食を目指しています。中学校においても安全・安心でおいしい、生徒が喜ぶ学校給食の実施（令和3年12月予定）に向けた準備を進めているところです。

栄養教諭^{※1}、栄養職員や小中学校の食育担当者を中心として、「生きた教材」である給食を活用するとともに、相互に交流を図りながら食育の推進に努めています。

学校給食の目標（学校給食法第2条）

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(1) 地場農産物の利用

小学校給食への地場農産物の導入は積極的に行われています。行事食などのメニューを展開し、季節の新鮮な食材を提供して特色のある給食を行っています。また、地産地消を通して、生産者の顔が見える安全で安心な給食の実施により、子どもたちの郷土愛、食への感謝の気持ちを育んでいます。

用語説明

※1 栄養教諭

食に関する指導と学校給食の管理を一元的に行い、学校における食育の推進の中核的な役割を担う者として、平成17年度に文部科学省で創設されました。

(2) 学校での食育活動

各校では「食に関する指導の全体計画」に基づき、食育に取り組んでいます。

【主な食育活動】

○ 担任と栄養教諭や栄養職員との連携授業

学級活動の中で、学級担任と栄養教諭や栄養職員が連携して食育の授業を行っています。



1年生「初めての給食」



3年生「とうもろこしの授業」



3年生「社会科」



5年生「家庭科」

●●● 第2章 本市の食に関する特色

○ 体験活動

とうもろこしの皮むきや、そら豆のさやむき等、給食で使用する食材に触れることで給食を身近に感じ、食材への興味や関心を高めています。



○ 給食時間の指導

給食時間に栄養教諭や栄養職員が教室に出向いて子どもたちへの言葉掛けをし、それぞれのクラスに応じた指導等を行っています。



○ 給食週間

11月の給食週間には、給食委員会の取組みの1つとして、児童朝会において、委員会の子どもたちによる、給食に関するクイズを行っています。



3 食育キャラクターを活用した食育活動

(1) ボンチーヌ

ボンチーヌとは、食育推進委員の皆さんから「本市の食育を推進するオリジナルキャラクターを」とのご意見をいただき誕生した、本市の食育キャラクターです。



ボンチーヌのプロフィール

- ・秦野市（秦野盆地）の形をした、ぽんち犬（ぽんちいぬ）なので、「ボンチーヌ」と名づけられました。
- ・丹沢の雲を集めたコック帽をおしゃれにかぶり、メタボにならないように、いつも国道246号のリボンをまいています。
- ・趣味は、秦野の地場産フードの食べ歩き、はだの丹沢水無川マラソン出場、帽子とウエストのリボン集め。
- ・特技は、早寝、早起き、山登りです。

♪オリジナル食育ソング♪ 「げんきにごはんのうた～ボンチーヌといっしょ～」

子どもたちが、食に関心を持ち、心身共に健やかに育ってほしいという願いを込めて作成したものです。

小学校や中学校では、昼の放送で曲を流すなどし、学校生活の中で活用されています。

♪秦野市の食育のうた♪

げんきにごはんのうた ～ボンチーヌといっしょ～

来野市食育キャラクター「ボンチーヌ」制作チーム
作詞 井上尚子
作曲 宇佐美賀代
編曲 白石篤 杉田聖子

① おはよう おはよう あさ
ボンチーヌ と いっしょに
たべよう たべよう あさごはん
たべると げんきな はだのっこ

② こんにちは いただきます ランチ
ボンチーヌ と いっしょに
たべよう たべよう ランチ
みんなで たべると おいしいよ

③ こんばんは いただきます ゆうごはん
ボンチーヌ と いっしょに
かぞくと たべると おいしいよ
たべたら あいさつ ごちそうさま

④ はやね はやおき あさごはん
ボンチーヌ と いっしょに
たべよう たべよう ごはん
たべると げんきな はだのっこ

秦野市食育キャラクター
ボンチーヌ

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園等における食育

心身の健やかな発達のために、幼稚園、保育所、認定こども園の園児とその保護者の方等を対象に、“早寝、早起き、朝ごはん”的大切さを伝え食育を行っています。子どもからその親世代へ食の大切さを伝え、食への関心を高めていただけるよう、ボンチーヌと一緒に食育の歌に合わせて踊りながら楽しく行う食育です。



令和2年、ボンチーヌ（着ぐるみ）をリニューアルしました

初代ボンチーヌは、市職員による手作りの着ぐるみで活動をしてきましたが、「ふるさと納税（寄付）制度」のクラウドファンディングを活用し、リニューアルしました。

多くの皆様から寄付をいただき、「食育はとても大切ですね。応援します。」「ボンチーヌ頑張れ。」といった応援メッセージもいただきました。



(3) イベントにおける普及啓発

ポンチーヌが市内で行われるイベントに登場し、食育の普及啓発を行っています。

○ 市民の日（2019年）



○ 神奈川再発見フェア（2020年）



コラム) 毎月19日は食育の日

食育推進基本計画では毎月19日を食育の日、毎年6月を食育月間に定めており、秦野市でも「毎月19日ははだの市民の食育の日、家族そろって食べようDAY！」として普及啓発を図っています。

食育の日には日ごろの食生活を見直したり、家族と食卓を囲んだりして食育を実践してみましょう。



第3章 本市の食を取り巻く現状

- 1 食に関する調査からみる現状
- 2 これまでの取組と目標達成状況
- 3 視点ごとの課題の整理

1 食に関する調査からみる現状

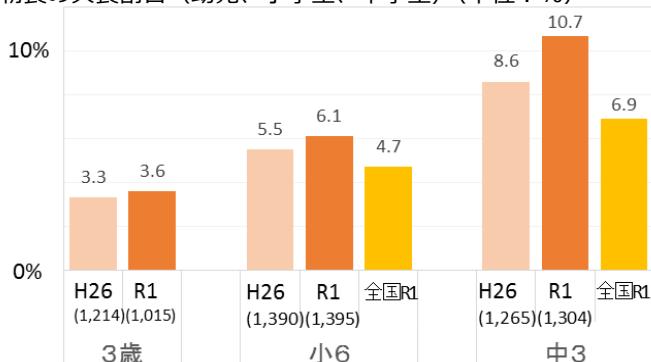
令和元年度及び令和2年度に実施した市の事業等におけるアンケートや調査の結果からみられる現状は以下のとおりです。

(1) 朝食について

毎日朝食を食べていない人が増加している。

平成26年度と比較すると、「毎日、朝食をとっていない人」の割合は、20代では減少していますが、それ以外の年代では増加しており、特に30代が大きく増加しています。また、小学生（6年生）、中学生（3年生）は、全国平均に比べ、高くなっています。（図1、図2）

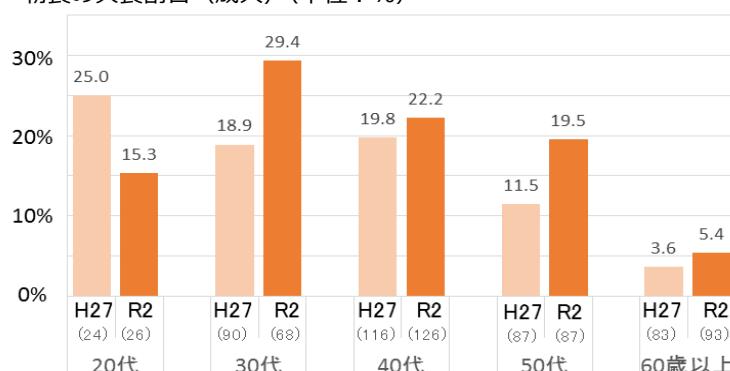
図1 朝食の欠食割合（幼児、小学生、中学生）（単位：%）



3歳：3歳6か月児健康診査問診票集計（平成26年度、令和元年(平成31年)度）

小6・中3：全国学力学習状況調査^{※1}（平成26年度、令和元年(平成31年)度）

図2 朝食の欠食割合（成人）（単位：%）



秦野市Webアンケート調査^{※2}（平成27年、令和元年（平成31年）度 N=400）

用語説明

※1 全国学力学習状況調査

文部科学省では、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から小学6年生と中学3年生を対象に実施。

※2 秦野市Webアンケート調査

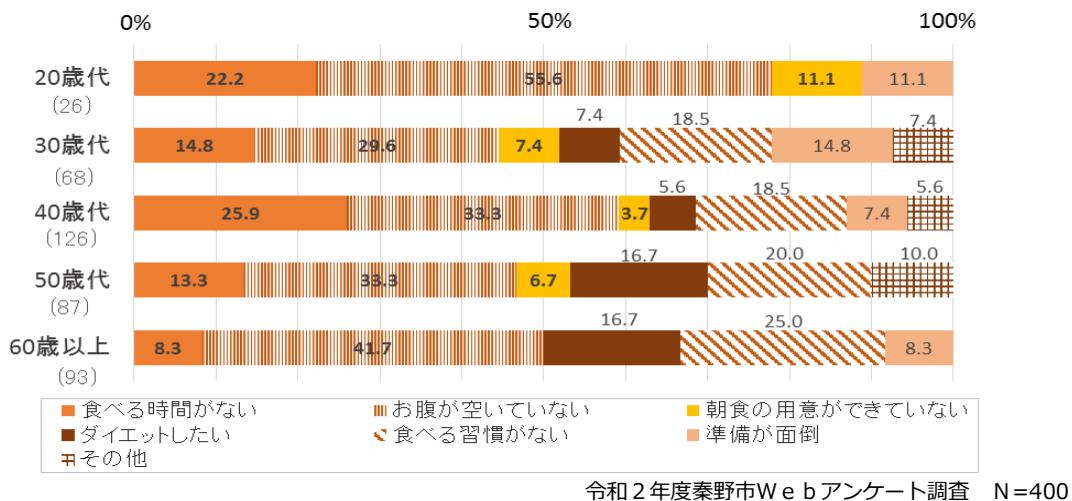
行政サービスの向上と市民の行政に対する意識向上のための基礎資料とするため、市内の年齢構成比、性別、地区、人口構成の代表性を担保としたネット調査。対象者数は、回収ベースで400人。

●●●第3章 本市の食を取り巻く現状

朝食を食べない理由は、「お腹が空いていない」が最も多い。

どの世代にも共通する朝食欠食の理由として「お腹が空いていない」、「食べる時間がない」が上位を占めています。また、30歳代から60歳代では、「食べる習慣がない」が理由の人も多くなっています。(図3)

図3 朝食欠食の理由(単位:%)



(2) 生活リズムについて

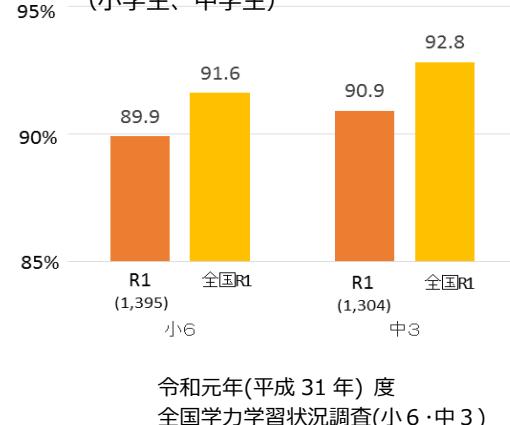
生活リズムが不規則な子は、朝食を食べていないことが多い。

3歳6か月児では、生活リズムが不規則な子は規則的である子に比べ、朝食の欠食が多くなっています(図4)。また、毎日同じ時間に起床している割合は、小学生(6年生)、中学生(3年生)ともに全国平均に比べ、低い現状が見られました。(図5)

図4 生活リズムの規則性と朝食の有無(幼児)



図5 毎日同じ時間に起床している割合
(小学生、中学生)

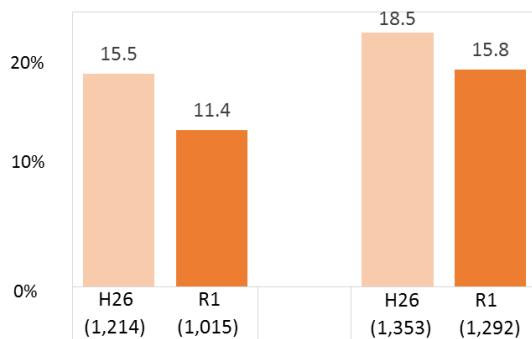


(3) むし歯の状況

むし歯のある子の割合は減少傾向にある。

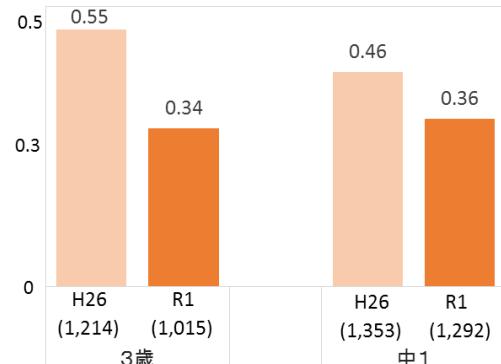
むし歯のある子の割合は、乳歯、永久歯ともに減少傾向にあり、一人当たりのむし歯の本数も減少傾向にあります。(図6、図7)

図6 むし歯のある子の割合 (単位 : %)



3歳：3歳6ヶ月児健康診査問診票集計
(平成26年度、令和元年(平成31年度))

図7 一人あたり平均むし歯数 (12歳 DMF歯数*)



中1(12歳)：学校保健統計調査
(平成26年度、令和元年(平成31年度))

* 「12歳DMF歯数(DMF歯数)」とは
(「D:未処置歯数」+「M:喪失歯数」+「F:処置歯数」÷「検査人数」)
永久歯(T: permanent tooth)が生えそろった直後の12歳(中学校1年生)のDMFTは世界的にう蝕(むし歯)経験を評価する標準的な物差しとなっています。

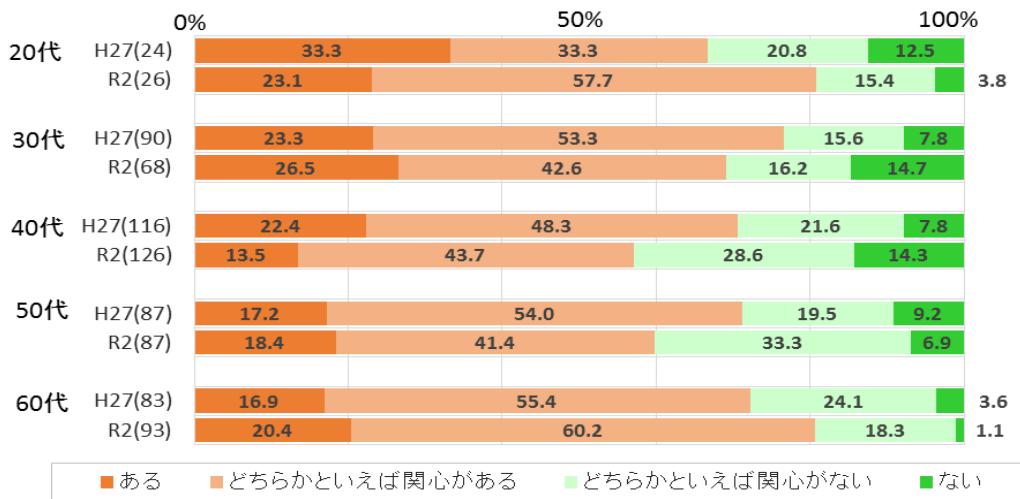
(4) 食育への関心の有無

食育に関する人は、20代と60代が多い。

食育に関する人(「ある」、「どちらかといえば関心がある」)は、平成26年度と比較すると、20代と60代では増加して8割を超えていました。30代、40代、50代では減少しており、40代が一番低くなっています。(図8)

●●● 第3章 本市の食を取り巻く現状

図8 食育への関心がある人の割合（単位：%）



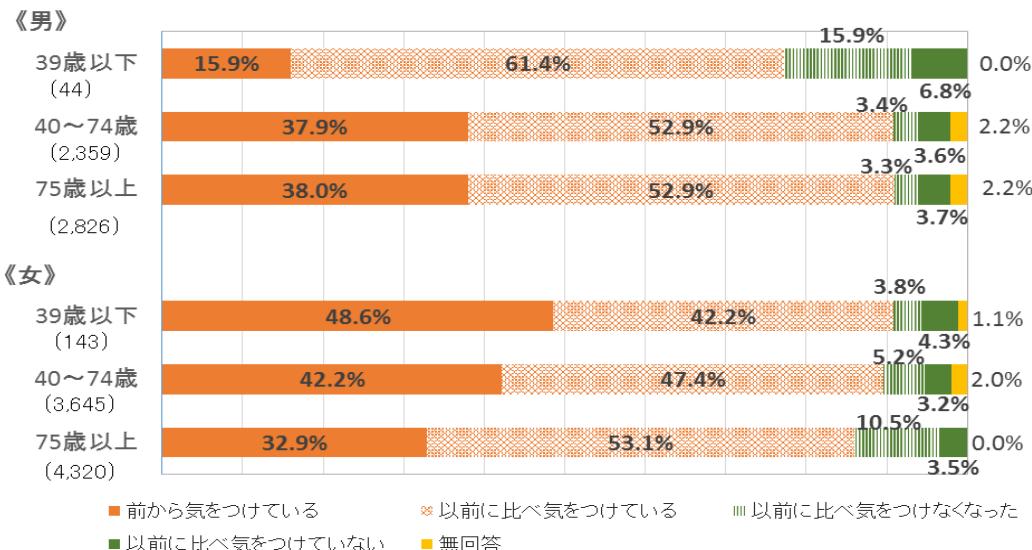
秦野市Webアンケート調査（平成27年、令和2年度 N=400）

(5) 健康意識

健康に気を付けている人の割合は、若い男性が他の年代に比べ、低い。

健康に「以前から気を付けていた」、又は「以前に比べ気を付けていた」と回答した人の割合は、8割を超えていました。男性では若い世代が低く、年代が上がると高くなっていますが、女性では逆に年代が上がると低くなっています。（図9）

図9 最近の身体の健康に対する意識の変化の割合



令和元年(平成31年)度 市民健康診査 N=7,385人 (40～74歳 男N=22、女N=30) と
令和元年(平成31年)度 特定健康診査 N=5,952 の合算

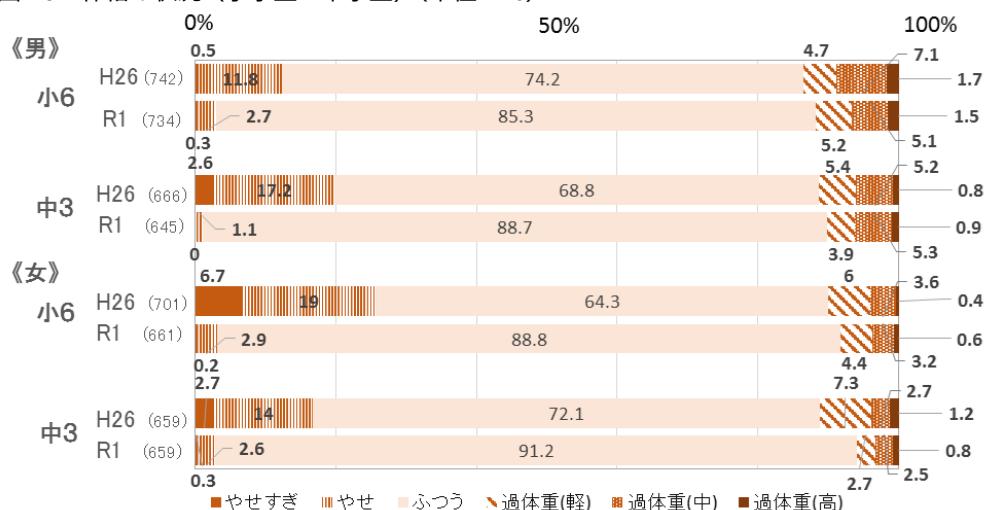
(6) 体型の状況

小学生、中学生の約9割が「ふつう」体型。

本市の小学生、中学生の体型は「ふつう」が最も多く、次いで「過体重」となっています。「やせ」と「過体重」の割合は減少しており、「やせ」の割合が大きく減少しています。

「過体重」の割合は、男子の方が多くなっています。(図10)

図10 体格の状況(小学生・中学生)(単位:%)



秦野市定期健康診断結果（村田式過体重判定^{*}）

*村田式過体重判定

思春期保健に用いられる体格判定指標です。

標準体重(kg) = 身長(cm) × 係数1 - 係数2

(係数は年齢、性別により少數点以下5桁の係数が設定されています)

過体重度(%) = (実測体重(kg) - 標準体重(kg)) ÷ 標準体重(kg) × 100

*判定

-20%以下: やせすぎ、-19.9~-10%: やせている、-9.9~20%: ふつう

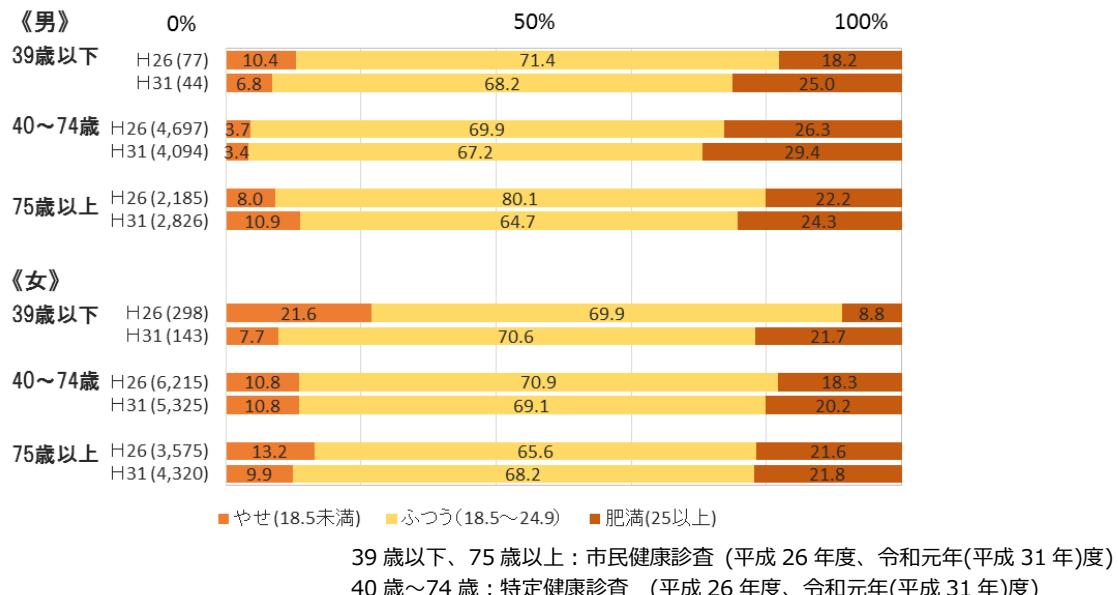
20.1~30%: 過体重(軽)、30.1~50%: 過体重(中)、50%以上: 過体重(高)

成人は、すべての年代で「肥満」の割合が増加。

秦野市の市民健康診査及び特定健康診査におけるBMI(体格指数)の集計結果では、平成26年度に比べ、どの年代においても「肥満」の人の割合が高くなっています。「ふつう」の人の割合は男性と女性とで大きな差はありませんが、男性は女性より肥満が多く、女性は男性よりやせが多くなっています。(図11)

●●● 第3章 本市の食を取り巻く現状

図 11 体格の状況（成人）（単位：%）



* BMI（ボディ・マス・インデックス）

1994年にWHOで定めた肥満判定の国際基準です。

BMI = 体重（kg） ÷ 身長（m） ÷ 身長（m）

年齢（歳）	目標とするBMI
18～49	18.5～24.9
50～64	20.0～24.9
65～74	21.5～24.9
75以上	21.5～24.9

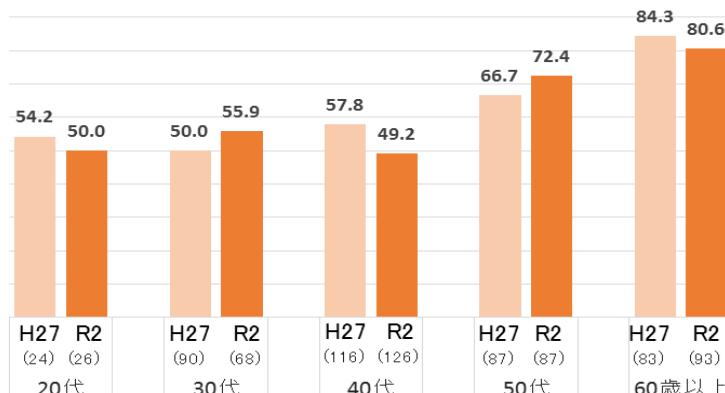
（日本人の食事摂取基準（2020年版）より）

（7）働く世代の栄養バランス

20～40歳代では、栄養バランスが取れた食事をしている人の割合が少ない。

栄養バランスを考え、主食、主菜、副菜をそろえた食事をしている人の割合は、50代、60代が多くなっています。平成27年度と比較すると、30代、50代では増加していますが、20代、40代及び60歳以上では減少しています。（図12）

図 12 主食・主菜・副菜のそろった食事をしている人の割合（単位：%）

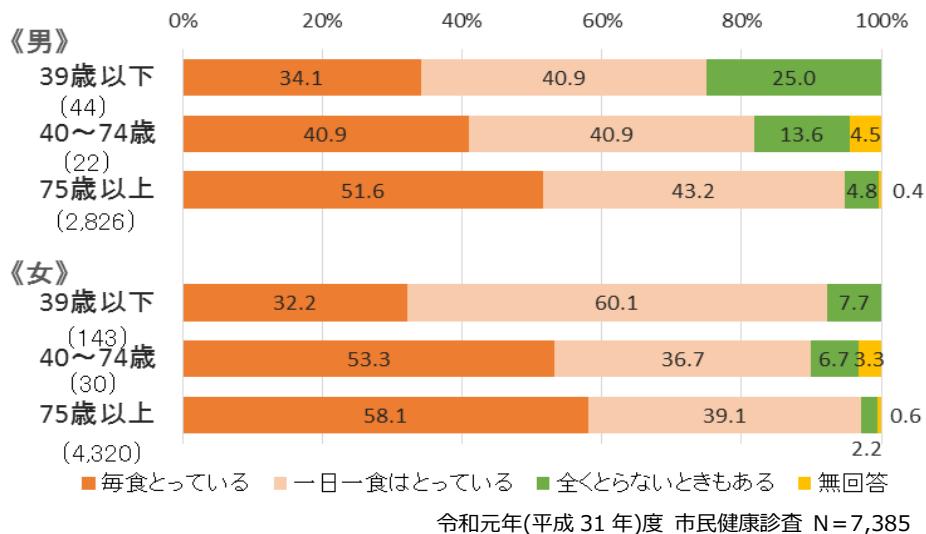


秦野市Webアンケート調査（平成26年、令和元年（平成31年）度 N=400）

●●●第3章 本市の食を取り巻く現状

緑黄色野菜をとるようとしている人の割合は、年齢が上がるにつれて高くなっています。「全くとらない時もある」と答えた人の割合は、39歳以下が多く、特に若い世代で摂取していない傾向があります。(図13)

図13 毎食緑黄色野菜を摂取する人の割合(単位:%)



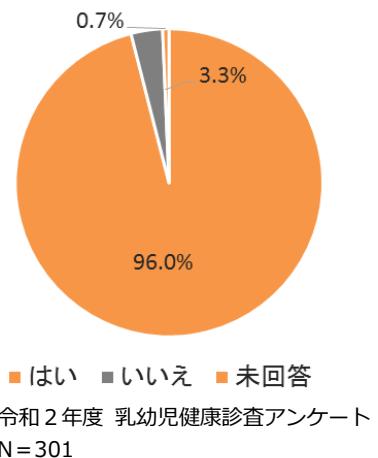
(8) 共食について

共食^{※1}のよさを認識している人の割合は高い。

共食が、こころとからだの健康にとってよいことだと認識している人の割合は、96%となっています。

共食はコミュニケーションを通じて食の楽しさを実感するだけでなく、望ましい食習慣を身に付けることや、食への関心を高める機会となるため、引き続き共食の大切を伝え、推進していく必要があります。(図14)

図14 共食がこころとからだの健康にとってよいことだと知っているか



用語説明

※1 共食(きょうしょく)

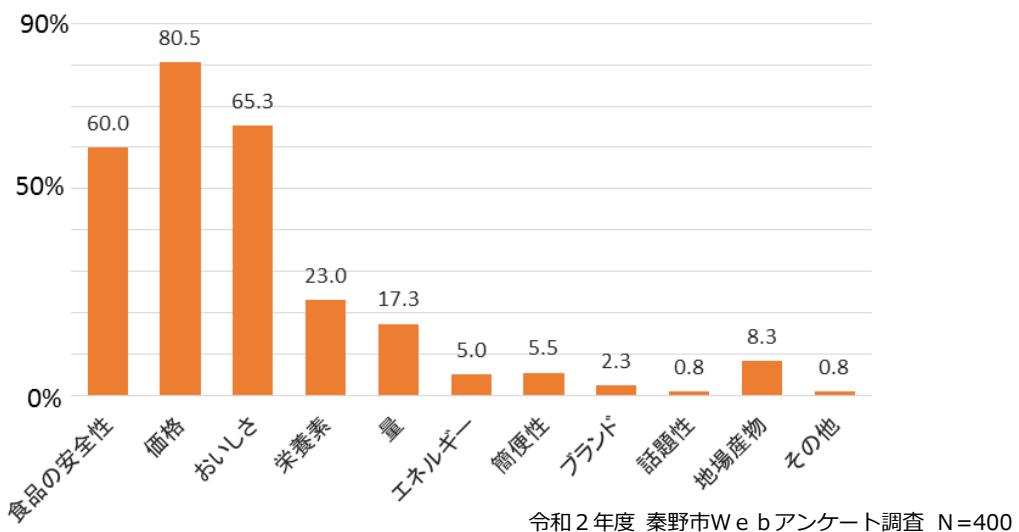
食事を誰かと共にすることで、家族や仲間などと食卓を囲んで、共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることです。

(9) 食品を選択する際に重視すること

食品の安全性を意識して購入している人は、6割。

食品を選ぶときに、何を意識して購入するかについて、「価格」が最も高く、次いで「おいしさ」「食品の安全性」の順になっています。(図15)

図15 食品を選ぶときに、何を意識して購入するか(複数回答、単位：%)



2 これまでの取組と目標達成状況

第2次プランでは、3つの基本目標及び3つの視点に基づいた食育施策に取り組み、食育の推進を図ってきました。基本目標ごとの成果指標の達成状況及び様々な取組の成果並びにこれらを踏まえた課題について整理します。

成果指標の達成状況

A : 目標達成	3
B : 目標に近づいた	3
C : 目標から遠ざかった	9

※詳細はP 60に記載しています。

(1) 基本目標1

楽しく食べて健康なからだをつくります。
～生涯食育の推進～ 視点1からだ

【基本施策】

- ・妊産婦のための食生活指針の普及啓発
- ・乳幼児健康診査における「家庭における食育」の普及啓発
- ・親子食育推進事業による「家庭における食育」の普及啓発
- ・ボンチーヌによる「早寝、早起き、朝ごはん」運動の普及啓発
- ・食に関する指導の充実
- ・栄養教諭等による「家庭における食育」の普及啓発
- ・食からの健康なからだと体力づくりの普及啓発
- ・こども園等における「家庭における食育」の普及啓発
- ・社員食堂等における栄養表示などの促進
- ・学校における食育の推進
- ・健康診断等に基づく食生活改善の推進
- ・良く噛んで味わって食べることの啓発活動の推進
- ・高齢者の低栄養の予防
- ・栄養表示の適正化の推進
- ・食の安全に関する知識の普及
- ・生産者の顔が見える食育の推進

【成果と課題】

基本施策	項目		目標値	策定時 (H26)	H29 年度	R1年度	評価	
規則正しい食習慣の向上	①朝食欠食の割合	3歳児	0%	3.3%	3.7%	3.6%	C	
		小学生	0%	5.5%	6.4%	6.1%	C	
		中学生	0%	8.6%	11.5%	10.7%	C	
		20～30歳代男性	10%以下	10.2%	-	20.5% ※1	C	
	②栄養バランスをそろえた食事をする人の割合 (主食、主菜、副菜をそろえた食事をする人の割合)		80%	63.3%	-	62.8% ※1	C	
食を通じた健康意識の向上	③B M I の区分が正常な人の割合	女性 男性	75.5%	70.0%	68.3%	67.0%	C	
			70.0%	68.8%	70.2%	67.6%		
食品の安全性の確保	④低出生体重児の出生割合		減少	10.4%	11.2%	-	C	
	⑤食品を選ぶとき、安全性を意識して購入する人の割合		90%以上	32.8%	-	60% ※2	B	

※1 令和2年度の数値

※2 当初の設問は単独回答でしたが、令和2年度の調査では複数回答としています。

- ・朝食欠食の割合は第2次プラン策定時よりも増加しています。特に20～30歳代の男性の欠食率の増加が大きく、朝食をとるための働きかけが必要です。
- ・栄養バランスをそろえた食事をする人の割合は、第2次プラン策定時より減少しています。食に関する興味や関心、知識を高め、心身の健康のための望ましい食生活を実践することができるよう働きかける必要があります。
- ・B M I の区分が正常な人の割合は、第2次プラン策定時より減少しています。肥満及びやせは、将来的に生活習慣病や高齢者の低栄養につながる恐れがあり、適正体重を維持することが必要です。
- ・低出生体重児の出生割合は、令和元年度の数値はまだ示されていませんが、平成29年度の時点では、増加しています。
- ・食品を選ぶとき、安全性を意識して購入する人の割合は、単独回答から複数回答に回答方法を見直したこともあり、増加しています。

(2) 基本目標 2

食の大切さを実感し、豊かなこころを育みます。
～共食の推進～ 視点 2 こころ

【基本施策】

- ・食育の日の啓発活動の推進
- ・給食（共食）を通じたコミュニケーションの促進
- ・企業における食育活動の推進
- ・家庭における食農体験の推進
- ・幼稚園、こども園、小学校、中学校の農業体験等の促進
- ・地域との連携による食の体験活動の促進
- ・給食における地場産物や郷土料理等の導入の促進
- ・地域における郷土料理、和食等食文化継承の促進

【成果と課題】

基本施策	項目	目標値	策定時 (H26)	H29 年度	R1年度	評価
食を通じたコミュニケーションの確保	⑥共食の認知度	80%	28.0%	42.5%	44.0%	B
食に関する様々な体験の充実	⑦学校給食における地場産物を使用する割合	33%	31.5%	28.7%	30.7%	C
食の伝統技術や文化の継承	⑧食育に関心がある人の割合	90%以上	74.7%	-	66.8% ※1	C

※1 令和2年度の数値

- ・共食の認知度は、第2次プラン策定時から大きく増加していますが、目標の達成には至っていません。現状値と目標値がかけ離れており、見直しが必要です。
- ・学校給食における地場産物を使用する割合は、減少しています。給食は実際に食べて地場産物等について知る機会となるため、引き続き取り組んでいくことが必要です。
- ・食育に関心がある人の割合は、減少しています。関心を高めることが食育の実践に結び付くと考えられるため、食育に関する情報提供や普及啓発によって、知識や理解を促進する必要があります。

(3) 基本目標 3

自然を大切にし、活力あるくらしをみんなでつくります。

～食でつなぐまちづくり～ **視点3くらし**

【基本施策】

- ・観光農業など体験型農業の推進
- ・秦野優良農産物等登録認証制度の充実
- ・給食における地場産物の利用促進
- ・地産地消を支える農業の推進
- ・環境に配慮した食生活の促進
- ・水や環境に配慮した体験活動の促進
- ・農業における資源循環の促進
- ・学校等における食に関する指導体制の充実
- ・管理栄養士の研修と配置の促進
- ・食育に関するホームページの充実

【成果と課題】

基本施策	項目	目標値	策定期 (H26)	H29年度	R1年度	評価
地産地消の推進	⑨体験型農業の拡充（観光農業など体験型農業の参加区画数）	400区画 ※1	250区画	350区画	344区画	B
食料生産における環境への配慮	⑩市民1人1日あたりのごみ排出量（資源物を除く）	636.3g ※2	689.0g	676.0g	613g	A
	⑪学校給食の残食率	3.5%	3.7%	2.9%	2.2%	A
食育を担う人材の確保・育成・ネットワークづくりの推進	⑫食育を担うボランティアの活動回数	1,050回	986回	695回	1,128回 ※3	A

※1 初日の目標値（300区画）達成により、平成30年度に上方修正

※2 ゴミ処理基本計画改定による目標値の見直しにより、平成30年度に当初の目標値（613g）から修正

※3 対象の見直しにより、令和元年度から食生活改善推進団体以外の市が把握するボランティア（デイサービスボランティア、子ども食堂ボランティア）も数値に含む。

●●●第3章 本市の食を取り巻く現状

【成果と課題】

- ・体験型農業の拡充（観光農業など体験型農業の参加区画数）は第2次プランの途中で当初の目標を達成しており、目標値を修正しています。
- ・市民1人1日当たりのごみ排出量（資源物を除く）は、着実に減少しております、目標を達成しています。
- ・学校給食の残食率は年々減少しており、目標を達成しています。中学校給食の開始に伴い、中学校においても取り組む必要があります。
- ・食育を担うボランティアの活動回数は対象を見直したこともあり、策定時より増加し、目標を達成しています。食育を担うボランティアは地域で重要な役割を果たしており、引き続き育成や活動の支援を行う必要があります。
- ・目標を達成している項目については、関連する計画との目標値の整合性を図り、新たな目標値や項目についての検討が必要です。

3 視点ごとの課題の整理

第2次プランにおいては、「食で育む元気なはだの」を基本理念に掲げ、「からだ」「こころ」「くらし」の3つの視点から食育推進に取り組んできました。その結果、これまでの取組によって目標値を達成している項目もありますが、横ばいや下がったものが多い状況です。「こころ」「くらし」の視点については、地産地消の推進、環境への配慮などの関心が徐々に高まりつつありますが、「からだ」の視点においては、健康な体づくりを意識した食生活の実践や、行動の定着には至っておらず、さらに強化して継続して取り組む必要があります。

また、関係各課や関係機関の取組は計画どおりに実施され、それぞれの評価も高くなっていますが、評価指標としている数値の改善にはつながっていない状況があります。施策の方向性に対する基本施策、また、それを評価する指標が適切に結びついていない現状があり、見直しが必要です。

(1) 視点1 からだ

- ・子どもの頃から朝食をとる習慣や、規則正しい生活習慣を身に付けることが大切です。また、楽しい食の体験から食に関心を持ち、市民一人ひとりが食に関する知識を深め、健康につながる望ましい自分の食生活を実践することができるよう推進する必要があります。
- ・毎日の食生活は、やせや過体重、生活習慣病と密接な関係があり、健康に大きく影響します。食や健康への関心を持ち、適正な食事量をとる習慣や、主食、主菜、副菜をそろえ、栄養バランスのよい食事をすることの推進が必要です。
- ・食を楽しみ、良く噛み味わいながら食べる習慣の定着を図ることが必要です。そのための歯の健康保持も重要です。
- ・食品の表示や、食品衛生などの食の安全性についての理解を深め、食品を選択する力を身に付けられるよう取組を推進していくことが必要です。

(2) 視点2 こころ

- ・食卓を囲み、家族と一緒に食べてコミュニケーションを図ることは、食の楽しさを実感することにつながり、豊かな人間性を育みます。特に子どもにとって、家族や仲間と一緒に食事をし、心を通わせるという積み重ねが心を豊かにし、成長の糧となります。積極的に家族と一緒に食事をする人が増えるような働きがけが大切ですが、これらの食を通じたコミュニケーションは家庭環境の影響を受けやすいと考えられるため、多様な暮らしを支える共食の機会も必要です。
- ・食に関する様々な体験を通じて、食への関心を高めたり、食に関わる人々への感謝の気持ちを育む必要があります。
- ・受け継がれてきた家庭の味を守ることや、季節の伝統行事を知ることも大切です。作られてきた郷土料理や郷土愛を守るために、食に関する伝統技術や文化を引き継いでいく必要があります。

(3) 視点3 くらし

- ・地元産農産物への関心を高める機会の提供や地産地消を推進し、引き続き食育を実践しやすい環境づくりを進めることが重要です。
- ・農産物の生産、収穫などに直接ふれあう機会をつくり、体験活動や人と人との交流を広げることが必要です。
- ・丹沢の自然の恵みである地下水等について、理解を深め、大切にする気持ちを育むことが必要です。

第4章 プランの基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 重点プロジェクト
- 3 プランの体系図

1 基本理念

「食で育む元気なはだの」

私たちが健康で生き生きと暮らし、人とのコミュニケーションを大切にして思いやりや活力に満ちた「水とみどりに育まれた 誰もが輝く 暮らしよい都市（まち）」を目指すためには、市民一人ひとりが日常の生活の中で、様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を養い、本市の食文化や丹沢の自然と調和し、自分らしい活力ある暮らしを実現できることが大切です。

市や関係機関が支援を行い、市民一人ひとりの取組から食育の輪を広げ、生き生きとした暮らしにつなげるためには、長期的な視点で食育に取り組む必要があり、今までの取組を生かしながらさらなる推進を図るため、第2次プランの基本理念や3つの視点による基本目標を継承しながら食育を推進します。

2 重点プロジェクト

本市における食の現状と課題を踏まえ、さらに食育を推進していくために、重点プロジェクトに取り組みます。

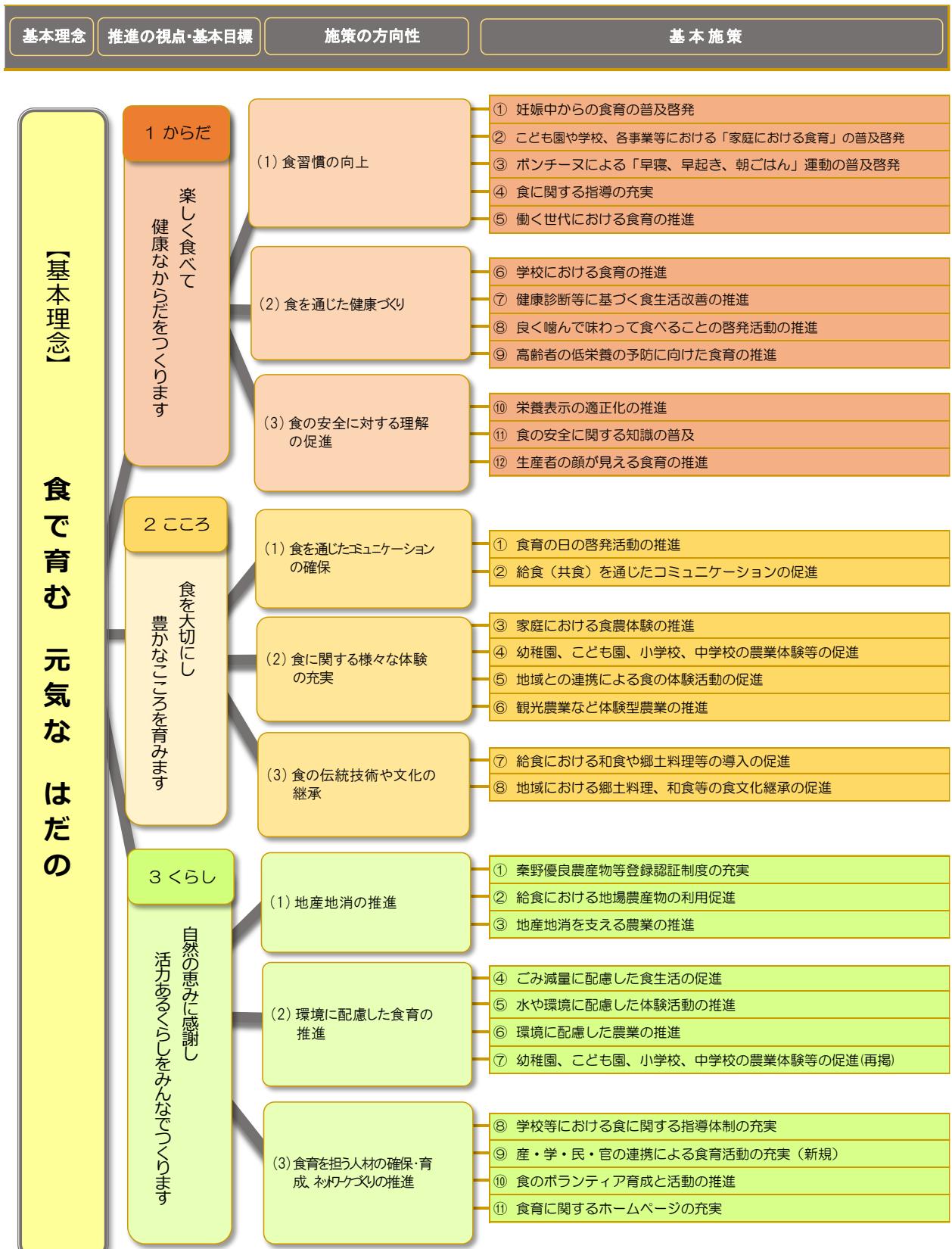
子どもからその親世代への食育の推進（朝食の普及啓発）

生涯を通じて健やかな生活を送るためにには、子どもの頃から食の大切さについて認識し、自分の食生活を組み立てる力を身に付けることが重要です。

特に朝食は、健康で豊かな生活を送る上で重要な役割を担っており「からだ」の健康のみならず、豊かな「こころ」や「くらし」の基盤にもなります。また、子どもが朝食を食べる習慣は、親に朝食を食べる習慣があることと高い関連性が認められています。

そこで、乳幼児期、学童期、思春期の子どもを中心とした若い世代とその親世代（20歳代～40歳代）へ、食育キャラクター等を活用した食育を推進し、さらに食生活や食習慣に关心を持ち、望ましい食習慣を維持できるよう支援します。

3 プランの体系図



第5章 基本目標別、施策の方向性と基本施策

基本目標 1 生涯食育の推進

(視点：からだ)

基本目標 2 共食によるコミュニケーション
の推進

(視点：こころ)

基本目標 3 食でつなぐまちづくり
(視点：くらし)

指標総括表

●●●第5章 基本目標別、施策の方向性と基本施策

食育の推進に当たって、第2次プランの評価をみると数値の改善がみられるものもありますが、改善がみられていないものも多く、特に基本目標1の成果指標の達成率が低い状況にあります。

本市が目指す食育の基本理念の実現に向け、3つの基本目標ごとに目標値を設け、関係機関等と連携し、プランを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「新しい生活様式」の実践が求められる中、朝食をきちんと食べ、必要な栄養をとるなどの食育の取組は、体の免疫力を高めることにもつながります。プランの推進に当たっては、厚生労働省が示している「新しい生活様式」の実践例等を踏まえ、基本施策を実施していきます。

基本目標1 楽しく食べて健康なからだをつくります ～生涯食育の推進～

健康を保つためには、市民一人ひとりが食に関する知識と理解を深め、1日3食規則正しく食事をとるなどの望ましい食習慣を身に付け、健康的な食生活を実践することが必要です。生活習慣の基礎づくりとなる子どもの頃から、食に関する意識や関心を高め、健康なからだづくりにつながる食生活が実践できる力を付けるため、(1) 食習慣の向上、(2) 食を通じた健康づくり、(3) 食に対する理解の促進を基本の方向性として定め、食育を推進します。

(1) 食習慣の向上

【評価指標】

指標		現状値	目標値
朝食欠食の割合	3歳児	3.6%	0%に近づける
	小学生	6.1%	0%に近づける
	中学生	10.7%	0%に近づける
	20～30歳代男性	20.5%	10%以下

【取組】

基本施策	主な内容	担当課
①妊娠中からの食育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・おめでた家族教室の実施 ・母子保健コーディネーター等による母子健康手帳交付時の妊婦面接の実施 	こども家庭支援課
②認定こども園や学校、各事業等における「家庭における食育」の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査等（4か月児、7か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児）における栄養教育、栄養相談の実施 ・親子食育推進事業（離乳食セミナー、幼児食と歯のセミナー等）の実施 ・食育講演会等における食育の普及啓発 ・はだの食育通信の発行 	こども家庭支援課
	<p>認定こども園における普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食だより等の食育情報誌の発行 ・給食試食会の開催による保護者への支援 	保育こども園課
	<p>学校における普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭による啓発（給食だよりの発行等） ・給食試食会の開催による給食及び食育の理解促進 	教育指導課
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「ぽけっと21」等への食育の情報提供等 	子育て総務課
③ボンチースによる「早寝、早起き、朝ごはん」運動の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市内幼稚園、保育所、認定こども園等に出向き、園児や未就園児と保護者へ食育キャラクターを活用した食育の実施 	こども家庭支援課
④食に関する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における給食を通じた食育（食のマナーの向上等） ・中学校における各教科での食育の推進 ・栄養教諭を中心としたネットワーク校への食育支援 	教育指導課 学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園における園児への食育指導 	保育こども園課
⑤働く世代における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社員食堂等の給食施設に対する指導や講習会の実施等、給食を通じた健康づくりの推進 ・事業所給食施設等における食育活動の実施 ・幼小中PTA向け健康講座（食育編）の開催 	県平塚保健福祉事務所秦野センター 健康づくり課

(2) 食を通じた健康づくり

【評価指標】

指標		現状値	目標値
適正体重者割合（40～74歳）	男性	67.1%	71%
	女性	69.0%	72%
栄養バランスをそろえた食事をする人の割合 (主食、主菜、副菜をそろえた食事をしている人の割合)		62.8%	70%

【取組】

基本施策	主な内容	担当課
⑥学校における食育の推進	・食に関する指導の充実	教育指導課
	・児童、生徒の過体重とやせ対策	学校教育課
⑦健康診断等に基づく食生活改善の推進	・生活習慣病予防対策事業（生活習慣病予防のためのクッキングセミナー等）の実施	健康づくり課
	・東海大学との協働による健康バス事業等、健康測定会（健康相談）の実施	
⑧良く噛んで味わって食べるとの啓発活動の推進	・生活習慣病予防のための特定健康診査、事後の結果説明会、栄養相談の実施	国保年金課
	・生活習慣病（メタボリックシンドローム）予防対策事業（スリムアップ食事バランス講座等）の実施	
⑨高齢者の低栄養の予防に向けた食育の推進	・歯周病検診事業の実施	健康づくり課
	・歯と口の健康週間における口腔ケア講演会等の実施による普及啓発	
⑩良好な歯の健康状態の維持向上のための啓発活動の推進	・幼稚園、認定こども園、小学校での歯科巡回指導	学校教育課 保育こども園課
	・口から始まる若返り術 ・8020運動 ^{※1} の推進	高齢介護課
⑪妊娠中の歯科検査事業の実施	・妊娠歯科健康診査事業の実施	こども家庭支援課
	・健康診査における歯科指導（7か月児、1歳6か月児、2歳児）、幼児食と歯のセミナーの実施	
⑫高齢者の低栄養の予防に向けた食育の推進	・高齢者の低栄養予防のための出前講座及び予防教室の実施 ・フレイルチェック ^{※2} 事業の実施	高齢介護課

用語説明

※1 8020運動

80歳になっても28本の歯のうち20本以上自分の歯を保つことで健康長寿につながるという運動です。また、噛みミング30（カミングサンマル）運動は、ひとくち30回以上噛むことを目標にしたキャッチフレーズで、食生活を支える歯や口腔機能の健康づくりが推進されています。

※2 フレイル（高齢期の虚弱）

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した状態で、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

(3) 食の安全に対する理解の促進

【評価指標】

指標	現状値	目標値
食品を選ぶとき、安全性を意識して購入する人の割合	60%	65%

【取組】

基本施策	主な内容	担当課
⑩栄養成分表示の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養成分表示等の活用 ・栄養成分表示等の普及啓発（食品の適正な栄養成分表示の推進講習会等） 	県平塚保健福祉事務所秦野センター
⑪食の安全に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・親子消費者教室、消費生活相談等食の安全に関する知識の普及 ・県ホームページによる食の安全に関する知識の普及 ・食中毒予防キャンペーン ・食品衛生講習会の開催 	市民相談人権課 県平塚保健福祉事務所秦野センター
⑫生産者の顔が見える食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地場産物の導入（再掲） ・地産地消推進事業（はだの野菜ヘルシー料理講座等）の実施 	農業振興課 学校教育課 健康づくり課

コラム) 毎日朝ごはん！【朝食は1日の元気の素です。】

朝食を食べると体温が上がり、脳も体も活動を始めます。また、腸への刺激により排便も促され、体調が整えられます。基本は「家」で、「駅ナカ」や「コンビニ」「職場」など、生活スタイルに合わせた“自分スタイル”で朝食を食べましょう。

【簡単朝食のヒント】

○ 電子レンジ等を活用する。

蒸し野菜の調理等には電子レンジを利用することで、時間が短縮できます。野菜やハム、ウィンナーなどをパンやホイルにのせてオーブントースターで焼けば、フライパンもいりません。

○ 夕食のおかずを活用する。

夕食のおかずを保存しておき、温めるだけにしておけば作る時間が省けます。

○ 中食を上手に活用する。

惣菜やコンビニの弁当などの調理済み食品を自宅で食べることを「中食」と言い、朝食に利用するのも手軽で便利です。味付けが濃いものや脂肪を多く含むものも多いので、同じ食材や同じ味付け、同じ調理法ばかりを選ばないことなどがポイントです。

基本目標2 食を大切にし、豊かなこころを育みます ～共食によるコミュニケーション推進～

食を楽しむことは食育の第一歩です。家族と一緒に食事をする機会により、食の楽しさが実感できるとともに、コミュニケーションが深まります。また、食に関する様々な経験から食に対する関心を深め、豊かな心を育み、家庭の味や地域の食文化を伝えていくための取組を推進します。（1）食を通じたコミュニケーションの確保、（2）食に関する様々な体験の充実、（3）食の伝統技術や文化の継承を基本の方向性として定め、食育を推進します。

（1）食を通じたコミュニケーションの確保

【評価指標】

指標	現状値	目標値
1日に1回以上、家族の誰かと食事をするようにしている人の割合	98%	100%に近づける

【取組】

基本施策	主な内容	担当課
①食育の日の啓発活動の推進	・「毎月19日ははだの市民の食育の日、家族そろって食べようDAY！」の普及啓発	こども家庭支援課 教育指導課 保育こども園課
	・食育月間における家族団らんと共食の推進 ・府内ポータルサイト掲示板及びホームページでの食育の普及啓発	こども家庭支援課
②給食（共食）を通じたコミュニケーションの促進	・体験給食等における異年齢児交流の促進 ・給食試食会における保護者等との交流の促進	教育指導課 保育こども園課
	・市民団体が実施する「みんなの食堂」等の事業の支援 ・市民主体によるデイサービスなど、介護予防事業における交流の実施	子育て総務課 高齢介護課

(2) 食に関する様々な体験の充実

【評価指標】

指標	現状値	目標値
体験型農業の拡充（観光農業など体験型農業の参加区画数）	344区画	375区画
食に関する体験活動に参加したことがある人の割合	26.8%	40%

【取組】

基本施策	主な内容	担当課
③家庭における食農体験の推進	・体験型農業の利用促進	農業振興課
	・ふれあい農園事業の実施	高齢介護課
④幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の農業体験等の促進	・認定こども園における栽培活動や調理保育の実施	保育こども園課
	・幼稚園における農業体験活動の促進 ・小学校、中学校における農業等体験活動の促進と調理の実施	教育指導課
⑤地域との連携による食の体験活動の促進	・幼稚園、保育所、認定こども園児を対象とした食の体験活動の促進 ・生産者グループ協力による「親子地場産野菜教室（教育ファーム）」等の実施 ・市内企業と地域との連携による食育	農業振興課
⑥観光農業など体験型農業の推進	・観光農業・体験型農業の実施 ・農産物の生産者等と市民との交流	農業振興課

(3) 食の伝統技術や文化の継承

【評価指標】

指標	現状値	目標値
食育に関心がある人の割合	66.8%	80%

【取組】

基本施策	内容	担当課
⑦給食における和食や郷土料理等の導入の促進	・小・中学校給食における和食や郷土料理等の導入の促進 ・農業生産者等による総合的な学習による食育活動の実施	学校教育課
	・農業生産者等の協力による食育活動の実施 ・JAはだの女性部の協力による、ふるさと料理教室の実施等幼稚園における郷土料理作り等の推進	教育指導課
	・認定こども園給食における和食や郷土料理等の導入の促進 ・認定こども園等における郷土料理づくり等の推進	保育こども園課
⑧地域における郷土料理、和食等の食文化継承の促進	・地元に伝わる料理を学ぶ「ふるさと料理教室」による郷土料理や和食等の食文化継承の促進	生涯学習課
	・県人会活動の支援	市民活動支援課
	・アイディア料理コンテスト等の実施支援（郷土料理等の普及啓発）	こども家庭支援課 農業振興課
	・地産地消月間の実施	農業振興課

コラム) アイディア料理コンテスト

市内の小、中学生を対象に、伝統的な郷土料理に加え、秦野の特産物を使った創意工夫あふれるオリジナル料理を募集し、はだのっ子の健やかな食生活の実現と秦野の食文化の継承を図るために、食生活改善推進団体の主催により実施しています。



基本目標3 自然の恵みに感謝し、活力あるくらしをみんなでつくります ～食でつなぐまちづくり～

丹沢の自然を大切にし、秦野の豊かな自然の下に育まれた地場産物の積極的な利用や、食べ残しなどの廃棄を減らすことは、地産地消の推進や環境負荷の軽減につながります。地域で生産されたものをその地域で消費する地産地消により、新鮮で栄養が損なわれず、おいしい食品を食べることができ、生産者と消費者との交流促進にもつながります。また、食育活動を充実させ、食育の定着を図っていくためには市民、大学、企業、行政の新たな連携や、引き続き地域に密着したボランティアの力が必要です。環境に配慮し、自然の恵みや食に感謝する心を育むとともに、食でつながるまちづくりを推進するため、(1) 地産地消の推進、(2) 食料生産における環境への配慮、(3) 食育を担う人材の確保・育成、ネットワークの推進を基本の方向性として定め、食育を推進します。

(1) 地産地消の推進

【評価指標】

指標		現状値	目標値
給食における地場産物を使用する割合 ^{※1}	認定こども園	-	調整中
	小学校	※2 24.1%	50%
	中学校	-	
地場産物を積極的に購入したいと思っている人の割合		75.8%	80%

※1 本市の算定方法

- 1 対象は、青果（野菜・果物）とする。
- 2 品目ごとのひと月当たりの使用総重量に対し、「地場産（秦野産）」の使用量が50%以上であること。
- 3 品目ごとに、年間で使用実績のあった月数に対し、2に規定する地場産使用量（50%）を達成した月が、50%以上であること。
- 4 年間に使用した野菜・果物の総品目数に対し、3の条件を満たす「秦野産品目数」が占める割合を『地場産率』とする。

※2 令和元年度における「小学校」での地場産使用率について、※1の新たな算定方法で算定した数値

【取組】

基本施策	主な内容	担当課
①秦野優良農産物等登録認証制度の充実	・安心、安全な品質が保持された市内農産物の認定登録及びマークの表示	農業振興課
②給食における地場農産物の利用促進	・小、中学校の給食における地場農産物の活用促進 ・学校給食関係者と生産者との交流の促進	学校教育課 農業振興課
③地産地消を支える農業の推進	・はだの農産物応援サポーター制度の実施（事業所、個人） ・市民農園の利用促進 ・「農」の担い手育成支援	農業振興課

(2) 環境に配慮した食育の推進

【評価指標】

指標	現状値	目標値
可燃ごみ年間排出量	34,836t	33,600t
学校給食の残食率	小学校 2.2%	2.2%
	中学校 -	

【取組】

基本施策	主な内容	担当課
④ごみ減量に配慮した食生活の促進	・食べ残しなどの無駄を減らし、廃棄の少ない食事作りなど、家庭でできる食品ロス削減の啓発 ・飲食店における適正注文、持ち帰りなどによる、食べ残しを減らすための取組の実施 ・「もったいない」の意識の浸透を図るため、食品ロスの現状や削減に向けた情報発信	環境資源対策課
⑤水や環境に配慮した体験活動の推進	・食を通じて水や環境について考え、これらを大切にする気持ちや行動が広がるよう、「秦野名水」やその歴史などにふれる機会や、はだのエコスクールなどの体験活動の推進	環境共生課 上下水道局
⑥環境に配慮した農業の推進	・GAP（農業生産工程管理）による環境にやさしい農業の推進	農業振興課

● ● ● 第5章 基本目標別、施策の方向性と基本施策

<p>⑦（再）幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の農業体験等の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物を大切にする心を育み、給食等の食べ残しを削減する取組の実施 	教育指導課 保育こども園課
--	---	------------------

コラム) 食品ロスって?

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまっている食べ物のことです。日本では年間621万トン（農林水産省及び環境省「H26年度推計」）の食品ロスが発生しており、国民1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分（134g）のご飯が毎日捨てられていることになると言われています。

もったいない！ちょっとした心がけで「食品ロス削減」

- ・買い物の前に、冷蔵庫内の確認をしましょう。
- ・食べる分だけ調理しましょう。
- ・外食時には食べきれる量だけ適量注文しましょう。
- ・消費期限と賞味期限を正しく理解しましょう。

(3) 食育を担う人材の確保・育成・ネットワークづくりの推進

【評価指標】

指標	現状値	目標値
市民主体の食育推進に関するボランティアの活動回数	1,128回	1,130回

【取組】

基本施策	主な内容	担当課
⑧学校等における食に関する指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・食育担当者会議等の実施 ・栄養教諭を中心としたネットワークづくりの推進 	教育指導課 学校教育課
⑨産・学・民・官の連携による食育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・東海大学による人材派遣や技術支援、秦野市PTA連絡協議会による事業への参加や広報活動の協力など、市民、大学、行政が連携した食育活動の実施 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・「未病センターはだの」における健康相談会等、未病関連企業との連携によるセミナーの実施 	健康づくり課

●●● 第5章 基本目標別、施策の方向性と基本施策

⑩食のボランティア育成と活動の推進	・食生活改善推進員の養成、育成と活動支援	健康づくり課
	・食育の推進に関するボランティアの活動支援（デイサービス等ボランティア）	高齢介護課
	・食育の推進に関するボランティアの活動支援（「みんなの食堂」等ボランティア）	子育て総務課
⑪食育に関するホームページの充実	・本市の食育に関するホームページの充実	こども家庭支援課

コラム) 地域で活躍 食に関わるボランティア

○食生活改善推進団体

市の養成講座の修了生で構成され、保健福祉センターや公民館を拠点に活動するボランティアです。



○ミニデイサービス、いきがい型デイサービスの食のボランティア

デイサービスを利用する高齢者に、季節の食材を使ったアイディアあふれる昼食を提供している地域のボランティアです。



○みんなの食堂

温かい食事を提供するだけでなく、学生ボランティアや地域ボランティアが見守る中、みんなで一緒に食事をしています。



指標総括表

指標	現状値	目標値	調査方法
基本目標1 生涯食育の推進			
(1) 食習慣の向上			
朝食欠食の割合	3歳児	3.6%	0%に近づける 3歳6か月児健診問 診票
	小学生	6.1%	0%に近づける 全国学力学習状況調 査
	中学生	10.7%	0%に近づける
	20~30歳代 男性	20.5%	10%以下 市民Webアンケート 調査
(2) 食を通じた健康づくり			
体重が適正な人の 割合(40~74 歳)	男性	67.1%	71% 特定健診
	女性	69.0%	72%
栄養バランスをそろえた食事をす る人の割合(主食、主菜、副菜をそ ろえた食事をしている人の割合)	62.8%	70%	市民Webアンケート 調査
(3) 食の安全に対する理解の促進			
食品を選ぶとき、安全性を意識し て購入する人の割合	60.0%	65%	市民Webアンケート 調査
基本目標2 共食によるコミュニケーションの推進			
(1) 食を通じたコミュニケーションの確 立			
1日に1回以上家族の誰かと一緒に に食事をするようにしている人の 割合	98%	100%に近づける	食育アンケート(乳 幼児健診)
(2) 食に関する様々な体験の充実			
体験型農業の拡充(観光農業など体 験型農業の参加区画数)	344区画	375区画	都市農業振興計画調 査
食に関する体験活動に参加したこ とがある人の割合	26.8%	40%	食育アンケート(乳 幼児健診)
(3) 食の伝統技術や文化の継承			
食育に関心がある人の割合	66.8%	80%	市民Webアンケート 調査

● ● ● 第5章 基本目標別、施策の方向性と基本施策

指標	現状値	目標値	調査方法
基本目標3 食でつなぐまちづくり			
(1) 地産地消の推進			
給食における地場 産物を使用する割 合※1	認定こども園	-	調整中 給食調査
	小学校	※2 24.1%	50% 給食調査
	中学校	-	
地場産物を積極的に購入したいと 思っている人の割合		75.8%	80% 市民 Web アンケート 調査
(2) 環境に配慮した食育の推進			
可燃ごみ年間排出量		34,836t	33,600t 秦野市ごみ処理基本 計画
学校給食の残食率	小学校	2.2%	2.2% 給食調査
	中学校	-	
(3) 食育を担う人材の確保・育成、ネットワークづくりの推進			
市民主体の食育推進に関わるボラ ンティアの活動回数		1,128回	1,130回 活動実績数

※1 本市の算定方法

- 1 対象は、青果（野菜・果物）とする。
- 2 品目ごとのひと月当たりの使用総重量に対し、「地場産（秦野産）」の使用量が50%以上であること。
- 3 品目ごとに、年間で使用実績のあった月数に対し、2に規定する地場産使用量（50%）を達成した月が、50%以上あること。
- 4 年間に使用した野菜・果物の総品目数に対し、3の条件を満たす「秦野産品目数」が占める割合を『地場産率』とする。

※2 令和元年度における「小学校」での地場産使用率について、※1の新たな算定方法で算定した数値

☆ボンチーヌの目標

指標	現状値	目標値	調査方法
①知名度を上げる（ボンチーヌを知っている人の割合）	50.1%	60%	食育アンケート（乳幼児健診）
②たくさんの人と会う（ボンチーヌの活動回数）	23回	30回	活動実績数



第6章 ライフステージごとの目標と個人の取組

- 1 乳幼児期（妊娠期含む、概ね0歳～6歳）
- 2 学童期・思春期（概ね7歳～19歳）
- 3 青年期（概ね20歳～39歳）
- 4 壮年期（概ね40歳～64歳）
- 5 高齢期（概ね65歳以上）

食べることは、生命の源であり、欠かすことができないものです。子どもの頃に身に付けた食習慣は、生涯の健康の基本になります。私たち一人ひとりが、食に関する様々な体験により食への関心を高め、みんなで健康的な食習慣を実践することが求められています。そこで生涯を「乳児期」から「高齢期」までの5つのライフステージに区分し、それぞれの世代に応じた生涯食育の取組を示します。



1 乳幼児期（妊娠期含む、概ね0歳～6歳）

妊娠期の栄養は、赤ちゃんの健康と安全な分娩に大切な時期です。妊娠をきっかけに、食の大切さに気付き、自身や家族の食生活を見直し、子育てに向けて家族の食習慣の基盤づくりを始めることが大切です。

乳幼児期は、身体発育や感覚機能、咀しゃく機能の発達が著しく、望ましい食習慣の基礎をつくる時期です。家庭や幼稚園、保育所、認定こども園などを中心に、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という基本的生活習慣を身に付けるとともに、様々な食品に触れ、食への興味や関心を高め、食べる意欲を育むことが大切です。

乳幼児期の食育取組みポイント

- 妊娠期の体重増加について理解し、望ましい食習慣を実践しよう。
- 家族みんなが1日3食、規則正しく食べ、栄養バランスのよい食事にしよう。
- よく噛んで食べる習慣を身に付けよう。
- 家族と一緒に、様々な食べ物に触れ、楽しく食事をしよう。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」で、空腹感のある生活リズムや歯を磨く習慣を身に付けよう。
- 家族で食事前の手洗いや、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつなど、食事のマナーを身に付けよう。

2 学童期・思春期（概ね7歳～19歳）

学童期・思春期は、心身の発育発達が著しく、様々な学習や経験を通じて食に関して幅広い知識を習得し、食への興味や関心が深まる時期です。また、思春期になると生活は不規則になりやすく、偏食や欠食の問題等が出現しがちで、肥満ややせといった将来の健康に影響を及ぼすような健康課題もみられるため、望ましい食習慣を定着し、確立することが大切です。

学童期・思春期の食育取組みポイント

- 食事の大切さや栄養とからだの関係を理解しよう。
- 1日3食、好き嫌いなくバランスよく食べよう。
- おやつの内容や量、時間に気を付け、不規則な食事時間、欠食など食習慣の乱れに気を付けよう。
- よく噛んで食べ、食後は歯をみがく習慣を身に付けよう。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」で生活リズムを整え、体をよく動かそう。
- 家族と一緒に楽しみながら、食事をしよう。
- 食の大切さを学ぼう。
- 食事の準備や片付けを積極的に行い、食事をつくる力を身に付けよう。

3 青年期（概ね20歳～39歳）

進学や就職、結婚や妊娠・出産など、めまぐるしいライフスタイルの変化により、生活リズムや栄養バランスは乱れやすく、生活習慣病の予防等、自身の健康に気を付けることが大切です。また、これから親になる人も多い世代であり、子どもの食環境を整える担い手になっていくことから、自身や家族に対して、望ましい食習慣の実現が求められる時期です。

青年期の食育取組みポイント

- 1日3食、規則正しく、栄養バランスよく食べよう。
- 栄養とからだの関係を理解し、栄養成分表示などを参考に、健康に配慮した食事にしよう。
- 新鮮な地場産物や旬の食材を積極的に利用した食事をつくろう。
- 家族と一緒に、ゆっくりよく噛んで楽しく食事をしよう。
- 様々な食の体験を通じて食の大切さを知り、食品ロスを防ごう。
- 食後は、補助的清掃用具（歯間ブラシやデンタルフロス等）も使用して歯みがきをしよう。

4 壮年期（概ね40歳～64歳）

身体機能が低下し、生活習慣病等、健康について気になり始める一方、仕事や家庭等での責任や役割が増え、自分の健康管理がおろそかになりやすく、良質な生活スタイルを保つことが難しい時期でもあります。高齢期に向けて自らの健康を考え直し、望ましい食生活に加え、健康管理を自ら行うとともに、子どもたちに伝えていくことが求められます。

壮年期の食育取組みポイント

- 1日3食、規則正しく、栄養バランスよく、よく噛んで食べよう。
- 自身や家族の健康に合わせた食事について知識を深めよう。
- 地場産物や旬の食材の活用、食のイベント、農業体験への参加をしよう。
- 家族との料理や食事を通して、食育の大切さを感じよう。
- 適量を作り、食べ残しを減らすなど、食品ロスを防ごう。
- 補助的清掃用具（歯間ブラシやデンタルフロス等）を使用した食後の歯みがきと、定期的な歯科検診で歯周病を予防しよう。

5 高齢期（概ね65歳以上）

身体の変化や体力の低下が現れ、食に対する意欲や口腔機能の低下、孤食や低栄養などの健康課題が出現しやすい時期です。自分に合った食生活を実践し家族や地域の人との食事を通じて、次世代に食文化や食に関する知識や経験を伝えていくことが求められます。人生100年時代、いつまでも元気に活躍し続けるため、健康を維持することが大切です。

高齢期の食育取組みポイント

- たんぱく質、乳製品を意識して、栄養バランスよく、低栄養に気をつけた食事にしよう。
- 生活リズムを整え、1日3食、規則正しく食べよう。
- 地場産物や旬の食材の活用、農業体験への参加をしよう。
- 家族と一緒に、ゆっくりよく噛んで楽しく食事をしよう。
- 食文化の理解を深め、家族や仲間に行事食・郷土料理等、食文化を伝えよう。
- 適量を作り、食べ残しを減らすなど、食品ロスを防ごう。
- 補助的清掃用具（歯間ブラシやデンタルフロス等）を使用した食後の歯みがきと、定期的な歯科検診で口腔機能の低下を予防しよう。

第7章 プランの推進体制

●●●第7章 プランの推進体制

食育の分野は多岐に渡っていることから、家庭、関係機関、関係団体、地域、行政等の関係者が引き続き連携して取り組み、共通した認識を持ってそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。

(1) プランの周知

本プランの内容を広く市民や関係者へ周知するため、広報はだの、市のホームページへの掲載や、各事業やイベントなどにおいて周知します。

(2) 推進体制

プランの基本理念や基本目標達成のため、施策ごとに設定した取組内容について毎年現状を把握し、食育推進庁内会議において進捗状況のチェックや評価をし、進行管理を行います。

その結果を秦野市食育推進委員会に報告して意見を求め、必要な見直しやプランの推進を図ります。

食育推進委員会

プランの推進状況等を評価するため、食育推進関係や医療関係等団体、教育関係者、公募市民、学識経験者等で組織する委員会を設置しています。

食育推進庁内会議

情報の共有やプランの推進に向けた協議を行うため、庁内の関係課で組織する会議を設置しています。

参考資料

- 1 第2次プランの成果指標の達成状況表
- 2 プラン策定までの経過
- 3 秦野市食育推進委員会
- 4 秦野市食育推進庁内会議
- 5 プランとSDGsの関係

1 「第2次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の成果指標の達成状況表

施策の方向性		指標		策定時		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		目標値		達成状況		実績値の把握方法		神奈川県目標値		国目標値	
基本目標1：楽しく食べて健康なからだをつくります～生涯食育の推進～																							
(1)規則正しい食習慣の向上	朝食欠食の割合	3歳児	3.3%	3.0%	3.7%	2.8%	3.6%	0%	C	3才6か月児健康診査問診 票集計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%		
		小学生	5.5%	5.8%	6.4%	6.8%	6.1%	0%	C	全国学力学習状況調査	0%に近づける												
		中学生	8.6%	9.2%	11.5%	12.9%	10.7%	0%	C	全国学力学習状況調査	0%に近づける												
		20～30歳代男性	10.2%	-	-	12.5% (令和2年度)	10.5% (令和2年度)	10%以下	C	市民Webアンケート調査	15%以下												
		栄養バランスをそろえた食事をする人の割合(主食、玉菜、副菜をそろえた食事をしている人の割合)	63.3%	-	-	60.3% (令和2年度)	62.8% (令和2年度)	80.0%	C	市民Webアンケート調査	健康的な食事内容を心がけている県民の割合:90%以上												
	(2)食を通じた健康意識の向上	BMIの区分が正常な人の割合	男性70.0% 女性68.8%	男性69.2% 女性69.9%	男性68.3% 女性70.2%	男性67.3% 女性69.2%	男性67.0% 女性67.6%	男性75.5% 女性70.0%	C	秦野市健康診査結果	適切な食事、運動等を継続的に行っている県民の割合:50%以上												
		低出生体重児の出生割合	10.4%	10.9%	11.2%	未確定	未確定	減少	C	衛生統計年報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		食品を選ぶとき、安全性を意識して購入する人の割合	32.8%	-	-	26.8% (令和2年度:複数回答)	60% (令和2年度:複数回答)	90%以上	B	市民Webアンケート調査	安全性に関する基礎的知識を持つている県民の割合:90%以上												
		(3)食品安全性の確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		基本目標2：食の大切さを実感し、豊かなこころを育みます～食でつなぐまちづくり～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(1)食を通じたコミュニケーションの確保	6	共食の認知度(19日は食育の日)	28.0%	-	42.5%	29.6%	44.0%	80.0%	B	親子食育推進事業等アンケート	朝食又は夕食を家族と一緒に食べれる共食の回数												
	7	学校給食における地場産物を使用する割合	31.5%	28.6%	28.7%	31.5%	30.7%	33.0%	C	神奈川県学校給食調査	30%以上												
	8	食育に関心が持てる人の割合	74.7%	-	-	72.3% (令和2年度)	66.8%	90%以上	C	市民Webアンケート調査	90%以上												
基本目標3：自然を大切にし、活力あるくらしさをみんなでつくります～食でつなぐまちづくり～																							
(1)地産地消の推進	9	体験型農業の拡充(観光農業など体験型農業の参加区画数)	250区画	303区画	350区画	360区画	344区画	300区画 →修正:400区画	B	秦野市都市農業振興計画 調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	10	市民1人あたりのごみ排出量(資源物を除く)	689.0g	692.2g	676g	653g	613g	613g →修正: 636.3g	A	秦野市ごみ処理基本計画	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	11	学校給食の残食率	3.7%	2.7%	2.9%	2.5%	2.2%	5% →修正: 3.5%	A	神奈川県学校給食報告書 における残食率	5.0%以下												
(2)食料生産における環境への配慮	12	食育を担うボランティアの活動回数 (食生活改善推進員→※修正:市が把握するボランティア)	986回	750回	695回	818回	1,128回	※1,050回	A	活動実績数(食生活改善推進団体、※ディサービス、ティアの数6,500人以上 子ども食堂)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(3)食育を担う人材の確保・育成・ネットワーキングの推進																							

2 プラン策定までの経過

(1) 主な経過

年	月	主な内容
令和2年	8月	第1回秦野市食育推進委員会（書面開催） ・第2次はだの生涯元気プランの達成状況について ・今後のスケジュールについて ・骨子案の提示
	11月	第2回秦野市食育推進委員会 ・素案の提示
令和3年	1月	定例部長会議へ報告
	1月	議員連絡会へ報告
	2月	パブリックコメントの実施
	3月	第3回秦野市食育推進委員会

(2) 計画（案）に対する意見募集

ア 意見募集期間

令和3年 月 日（ ）～令和3年 月 日（ ）

イ 意見の件数

件

3 秦野市食育推進委員会

(1) 委員会規則

秦野市食育推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)第 2 条で設置する秦野市食育推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、15 名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に関する団体から推薦された者
- (2) 医療関係団体から推薦された者
- (3) 神奈川県の職員
- (4) 教育関係の職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募の市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならぬ。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、食育推進主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 秦野市食育推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	団体名	役 職	氏名
1	秦野市食生活改善推進団体	副会長	小澤 美代
2	秦野市農業協同組合	常務理事	小島 敏雄
3	秦野商工会議所	観光飲食部会 部会長	秋山 純夫
4	秦野伊勢原食品衛生協会	副会長	神戸 和彦
5	一般社団法人 秦野伊勢原医師会	理 事	内藤 剛彦
6	一般社団法人 秦野伊勢原歯科医師会	理 事	平野 壮明
7	神奈川県平塚保健福祉事務所 秦野センター	保健福祉課長	○谷村 めぐみ
8	秦野市中学校長会	校 長	浅見 恵利
9	秦野市立小学校長会	校 長	有馬 俊一
10	秦野市小学校栄養教諭	栄養教諭	碇井 玲子
11	秦野市学校保健会 養護教諭	養護教諭	川口 恵美子
12	秦野市立幼稚園・こども園園長会	園 長	西尾 孝子
13	学識経験者 神奈川工科大学	教 授	◎饗場 直美
14	公募市民		東江 文香
15	公募市民		大森 善雄

◎：会長、○：副会長

4 秦野市食育推進庁内会議

秦野市食育推進庁内会議設置要領

1 目的

心身の健康増進と豊かな人間形成のための食育推進に向けて、関係課との連携を図りながら協議をするため、秦野市食育推進庁内会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 「はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の策定、改定、進行管理及び情報収集等、必要と思われる事項に関すること。
- (2) 本市が実施する食育に関する事業の連携・推進に関すること。
- (3) その他、食育の推進に関すること。

3 組織

会議は、別表に掲げる座長、副座長及び委員を持って構成する。

- (1) 座長は、会議の事務を総括し、会議を代表する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じて別表に掲げる以外の者を委員として出席させることができる。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。
- (2) 緊急な対応が必要であるため、委員を招集して会議を開催することができないときは、座長及び副座長が協議のうえ、重要事項を決定することができる。

5 庶務

会議の庶務は、こども健康部こども家庭支援課で処理する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月21日から施行する。

●●●参考資料

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

座 長	こども健康部	こども家庭支援課長
副座長	こども健康部	健康づくり課長
委 員	政策部	総合政策課長
	くらし安心部	市民活動支援課長
		市民相談人権課長
	文化スポーツ部	生涯学習課長
	福祉部	高齢介護課長
	こども健康部	保育こども園課長
	環境産業部	環境資源対策課長
		環境共生課長
		農業振興課農業支援・鳥獣対策担当課長
		産業振興課長
	教育部	教育総務課長
		学校教育課長
		教育指導課長

5 プランとSDGsの関係

基本目標及び施策の方向性	SDGsの目標（抜粋）			
	3 すべての人々に 機会と権利を	4 質の高い教育を みんなに	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
基本目標1 生涯食育の推進				
(1) 食習慣の向上	●	●		
(2) 食を通じた健康づくり	●	●		
(3) 食の安全に対する理解の促進	●	●		
基本目標2 共食によるコミュニケーションの推進				
(1) 食を通じたコミュニケーションの確保	●			
(2) 食に関する様々な体験の充実	●			●
(3) 食の伝統技術や文化の継承	●	●		
基本目標3 食でつなぐまちづくり				
(1) 地産地消の推進			●	
(2) 環境に配慮した食育の推進		●	●	
(3) 食育を担う人材の確保・育成、ネットワークづくりの推進	●			●

第3次はだの生涯元気プラン
(秦野市食育推進計画)案

令和3年(2021年)3月発行

編集・発行
秦野市 こども健康部 こども家庭支援課

〒257-0054
神奈川県秦野市緑町16番3号
電話 0463-82-9604 (直通)

市ホームページ <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>